

# 横須賀市教育振興基本計画

令和4年度（2022年度）～ 令和11年度（2029年度）

（後期実施計画を含む）



「未来へ」



「希望」

令和7年度 横須賀市立養護学校 共同作品

---

横須賀市教育委員会



## はじめに

横須賀市教育委員会では、令和4年（2022年）2月に「目指す教育の姿」と「基本的な方針」を定めた「横須賀市教育振興基本計画」と、その実現に向けた施策等を定めた、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）を計画期間とする「前期実施計画」を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。

前期実施計画期間には、人口減少・少子高齢化の進行、AIやデジタル技術の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、私たちの暮らしと社会の構造は大きく変わりました。

また、この数年で教育を取り巻く環境も大きく変化しており、学校現場において、多様なニーズに対応した新たな取り組みが求められています。

このような現状を踏まえ、目指す教育の姿の実現に向けた取り組みをさらに推進するため、令和11年度（2029年度）までの、今後4年間を計画期間とする、「後期実施計画」を策定しました。

「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり」

これが、学校関係者、児童生徒、保護者の皆さん、地域の皆さんのご意見を伺いながら策定した、横須賀の目指す教育の姿です。

2030年に向けて、学校、家庭、地域、教育委員会が目指す教育の姿を共有し、学校がそこに関わる全ての人々の「学び」と「幸せ」の拠点となるよう、一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）2月  
横須賀市教育委員会

# 目 次

## 第1章 横須賀市教育振興基本計画および後期実施計画について

|   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 計画策定の趣旨                                | 1 |
| 2 | 計画の位置付け                                | 1 |
| 3 | 計画期間                                   | 2 |
| 4 | 後期実施計画の効果的な推進について                      | 2 |
| 5 | 「横須賀市子ども読書活動推進計画」の教育振興基本計画<br>への統合について | 3 |
| 6 | 計画の対象                                  | 3 |

## 第2章 目指す教育の姿と基本的な方針（横須賀市教育大綱）

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 横須賀の目指す教育の姿 | 4 |
| 2 | 基本的な方針      | 6 |

## 第3章 施策

|       |   |
|-------|---|
| 計画の体系 | 7 |
|-------|---|

### 方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます

#### 柱1 主体的・対話的で深い学びの実現

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 目標指標                      | 8  |
| 施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 | 9  |
| 施策2 授業力の向上                | 13 |
| 施策3 学習環境の整備               | 15 |
| 施策4 学びの連続性を重視した教育の推進      | 17 |
| 施策5 特色を生かした魅力ある教育の推進      | 18 |
| 施策6 子ども読書活動の推進            | 20 |

#### 柱2 健やかな体の育成

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 目標指標                  | 23 |
| 施策7 健康の保持増進・体力の向上     | 24 |
| 施策8 学校保健・学校安全・学校給食の充実 | 26 |

### 方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます

#### 柱3 豊かな心の育成

|                      |    |
|----------------------|----|
| 目標指標                 | 29 |
| 施策9 人権教育・道徳教育の推進     | 30 |
| 施策10 いじめ・暴力行為への適切な対応 | 31 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 柱4 「誰も一人にさせない」学校づくり                 |    |
| 目標指標                                | 34 |
| 施策11 支援教育の改革                        | 35 |
| 施策12 切れ目のない不登校支援の推進                 | 38 |
| 施策13 支援教育と不登校支援の一体化による支援の<br>さらなる充実 | 43 |
| 施策14 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実        | 44 |

### 方針3 生涯を通じた学びを支援します

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 柱5 人生100年時代の学び合い              |    |
| 目標指標                          | 46 |
| 施策15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供 | 47 |
| 施策16 学びの成果を生かせる場の充実           | 50 |
| 柱6 地域の歴史・文化・自然から得る学び          |    |
| 目標指標                          | 51 |
| 施策17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承      | 52 |
| 施策18 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進  | 55 |
| 図書館                           | 55 |
| 博物館                           | 58 |
| 美術館                           | 61 |

### 方針4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 柱7 学校・家庭・地域の連携、協働の推進                  |    |
| 目標指標                                  | 65 |
| 施策19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進                | 66 |
| 施策20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた<br>環境整備 | 67 |
| 柱8 安全・安心な教育環境づくり                      |    |
| 目標指標                                  | 68 |
| 施策21 児童生徒等の安全・安心の確保                   | 69 |
| 施策22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備             | 71 |
| 施策23 安全・安心に過ごせる環境づくり                  | 75 |
| 施策24 保護者負担の軽減                         | 76 |
| 施策25 経済的理由に左右されない学びの機会均等              | 77 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 柱9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進 |    |
| 目標指標                     | 78 |
| 施策26 教職員の資質・能力の向上        | 79 |
| 施策27 教職員の働き方改革の推進        | 81 |

#### 第4章 計画の推進に当たって留意すること

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 世界的動向への対応、SDGsとの関係性を意識した<br>教育活動の展開 | 84 |
| 2 客観的な根拠を重視した教育政策の推進<br>(PDCAサイクルの確立) | 84 |

#### 資料編

|        |    |
|--------|----|
| 1 関係法令 | 85 |
| 2 用語解説 | 86 |
| 3 事業一覧 | 96 |

## 第1章

# 横須賀市教育振興基本計画および 後期実施計画について



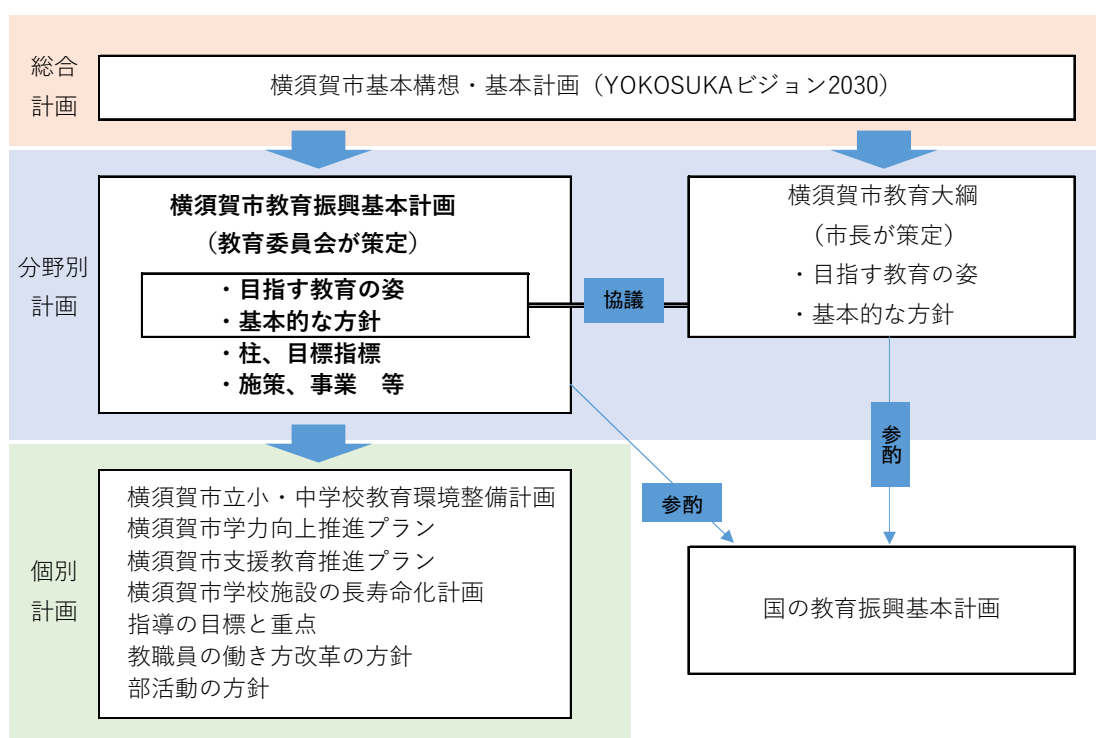
## 1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の実情に応じ、本市における教育の振興のための基本的な計画である「横須賀市教育振興基本計画」を定め、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

## 2 計画の位置付け

横須賀市教育振興基本計画は、横須賀市基本構想・基本計画（YOKOSUKAビジョン2030）に基づく分野別計画です。

なお、教育振興基本計画の「目指す教育の姿」および「基本的な方針」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき市長が策定する「教育大綱」に位置付けられています。



### 3 計画期間

教育振興基本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間です。

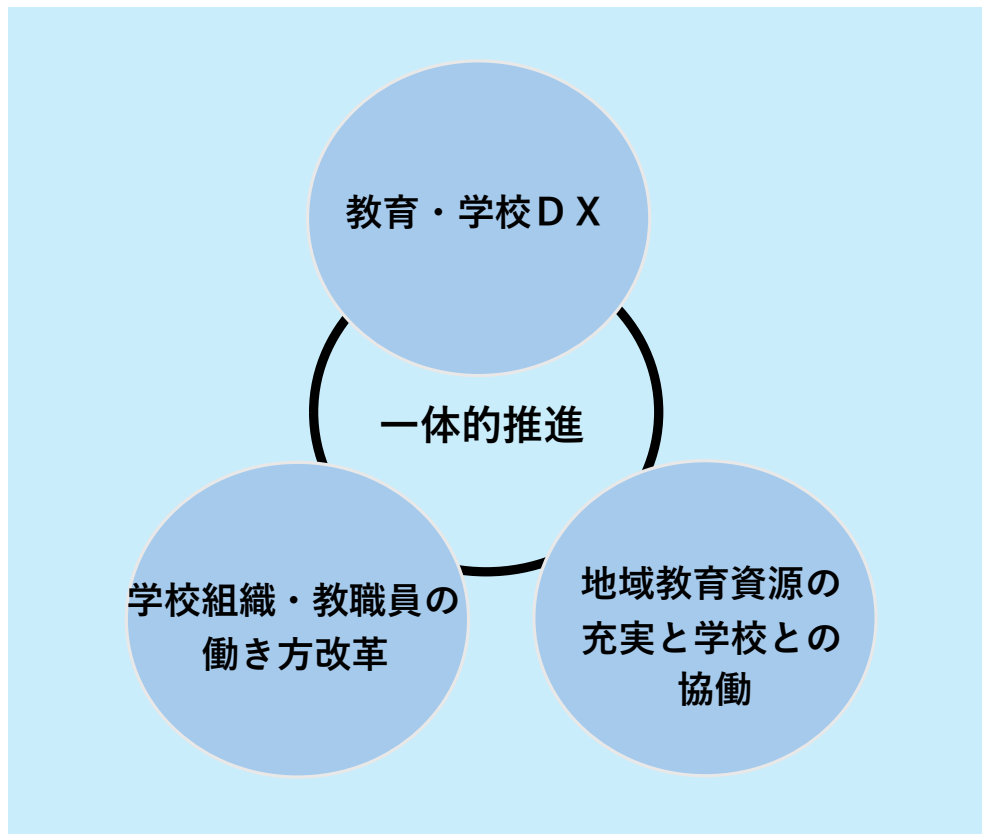
なお、基本計画に基づく実施計画の計画期間は、前期実施計画（4年間）、後期実施計画（4年間）に分けています。

| 横須賀市教育振興基本計画（第1次）<br>H23～R3（2011～2021）・11年間 |  |   | 横須賀市教育振興基本計画（第2次）<br>R4～R11（2022～2029）・8年間 |  |
|---|--|---|--|--|
| 第1期実施計画<br>H23～H25<br>（2011～2013）<br>3年間    | 第2期実施計画<br>H26～H29<br>（2014～2017）<br>4年間 | 第3期実施計画<br>H30～R3<br>（2018～2021）<br>4年間 | 前期実施計画<br>R4～R7<br>（2022～2025）<br>4年間      | 後期実施計画<br>R8～R11<br>（2026～2029）<br>4年間 |

### 4 後期実施計画の効果的な推進について

後期実施計画に掲載されている施策等を効果的、実効的に進めるための土台づくりとして、「教育・学校DX」、「地域教育資源の充実と学校との協働」、「学校組織・教職員の働き方改革」を一体的に推進していきます。

こうした動きを進めることにより、さらなる各施策間の連携・シナジーの構築を図りつつ、教職員のウェルビーイングを高め、学校と地域との協働的な活動のさらなる創出をしていきます。



## 5 「横須賀市子ども読書活動推進計画」の教育振興基本計画への統合について

令和8年度からの4年間を計画期間とする「第5次横須賀市子ども読書活動推進計画」を横須賀市教育振興基本計画に統合し、「施策6 子ども読書活動の推進」として位置付けます。

さまざまな教育課題や取り組みとの一覧化により、子ども読書活動の意義や目的をより明確化します。

## 6 計画の対象

教育振興基本計画は、原則として対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

ただし、例外として、横須賀美術館に関する施策や事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（職務権限の特例）に基づき、令和4年（2022年）4月1日にその所管が教育委員会から市長に移管されていますが、横須賀美術館が教育機関として今後も適切に社会教育を実施していくため、引き続き教育振興基本計画に位置付けることとします。

なお、教育振興基本計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、他の計画などに基づき、関係部局と連携し、推進していきます。



## 第2章

# 目指す教育の姿と基本的な方針 （横須賀市教育大綱）



# あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり

思いやりを大切に、自分と異なる他者を受け入れる心を持ち、さまざまな価値観を持った人と力を合わせ、助け合える人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、他者理解、多様性、協働性を大切にし、「あなたが好き」と誇れる人を育てます。

あなたが好き

他者理解

多様性 協働性

自分らしく生きることを大切に、自ら考え、行動し、自分で判断する力や、生涯自ら学び続け、自分を律する力を持った人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、自己肯定、自立

・自律、主体性を大切にし、

「私が好き」と誇れる人を育てます。

私が好き

自己肯定

自立・自律 主体性

人々と出会い、学び、暮らすこのまちへの愛情・愛着を大切に、地域の歴史や文化、自然を理解し、人と人とのつながりを実感できる人になってほしい、そして、横須賀の良さを、自信を持って発信できる人になってほしい、という思いを込めています。

横須賀の教育を通じ、誰もが自然に「横須賀が好き」と誇れる、そんな姿を目指します。

横須賀が好き

郷土理解

地域の人や暮らし  
の中のつながり

## ～ 「横須賀の目指す教育の姿」の策定に当たって ～

「横須賀の目指す教育の姿」は、教育フォーラムや教育振興基本計画策定検討委員会での議論を踏まえて策定しました。

特に、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」という言葉は、市民の皆様は、横須賀の教育の未来について夢や理想を語っていただいた教育フォーラムの中で出てきた言葉をヒントにしたものです。他者理解・自己肯定・郷土理解など、フォーラムの中で多くの方からいただいたキーワードを包括した言葉であるとともに、シンプルで覚えやすく、全ての人が身近に感じられる言葉だと考えています。

ただ、この「好き」という言葉を使うことについては、「自分を好きになれない困難な状況の人に対して、辛い内容ではないか」「多様な価値観を大切にすると言いながら、好き嫌いを押し付けることになるのではないか」など、さまざまな意見がありました。もちろんこの言葉には、好き嫌いを押し付けるという意図はありません。目指す教育の姿における「好き」という言葉の意味は、「相手や自分の良さに気が付く、大切にする」といったことや「地域を知る、理解する」といった、教育の中で大切にしたいことを示しています。

また、「あなたが好き」という言葉を最初に置けていますが、「私が好き」を先に置くべきではないか、という議論もありました。

学校教育では、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められ」ています（学習指導要領前文）。そのことを踏まえて、児童生徒の発達のプロセスを考えたときには、まず、個の自立があり、次に他者への理解が生まれるのではないかという意見がありました。ただ、同時に、個の自立は、周囲や社会の人たちとの関わりの中で育まれるものであり、「私」と「あなた」は常に表裏一体であるといえます。社会が大きく変化する中、私たち一人一人の幸せや、自立や育ちというものが、協働の中でしか成り立たない状況であることを踏まえ、「私」を尊重するとともに、他者との関わりを大事にし、市民みんながつながり合うという共通認識のもと、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」としています。

横須賀の教育に関わる人々が、この「目指す教育の姿」を共有し、それぞれの視点でそれぞれに合った取り組みを行っていくことにより、結果として誰もが自然に「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」と誇れる人になってほしい。そのような思いを込めています。

## 2 基本的な方針

目指す教育の姿を実現するため、基本的な方針を次のとおり定めます。

これらの方針に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、また、教育委員会以外の部局をはじめとしたさまざまな関係機関との連携を図りながら、本市の教育に関する施策に取り組んでいきます。

### 方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、新しい知識・情報・技術の急速な進展等、変化の激しい社会を生きる上では、変化に適応するのみならず、自らが自立して、主体的に社会に関わり、より良い社会を創り出していくことが求められます。

子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、主体的に学ぶ力を育成するとともに、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

### 方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます

一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会を実現するためには、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々が互いの人格を尊重し、支え合っていくことが求められます。

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、多様な教育的ニーズに丁寧に対応し、一人一人の子どもの能力・可能性を最大限に伸ばします。

### 方針3 生涯を通じた学びを支援します

人生100年時代をより豊かに生きるため、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境づくりなど、多様な世代の学び合いを推進するとともに、地域の歴史・文化・自然を生かした豊かな学びを推進します。

### 方針4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます

2030年、そしてそれ以降を見据えた持続的な成長・発展を目指すことが求められます。

児童生徒の減少、学校施設の老朽化、学校・家庭・地域が抱える課題の複雑化・多様化等、社会環境の変化を受け止めつつ、長期的な見通しを持って教育環境を整備します。



# 第3章 施 策



■ 計画の体系

| 横須賀の目指す教育の姿                 |  |
|-----------------------------|--|
| あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり |  |

| 基本的な方針              |                            | 柱  | 施策                              |                                |                             |
|---------------------|----------------------------|--|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 1                   | 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます  | 1 主体的・対話的で深い学びの実現                            | 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実         |                                |                             |
|                     |                            |  | 2 授業力の向上                        |                                |                             |
|                     |                            |  | 3 学習環境の整備                       |                                |                             |
|                     |                            |  | 4 学びの連続性を重視した教育の推進              |                                |                             |
|                     |                            |  | 5 特色を生かした魅力ある教育の推進              |                                |                             |
|                     |                            |  | 6 子ども読書活動の推進                    |                                |                             |
|                     |                            | 2 健やかな体の育成                                   | 7 健康の保持増進・体力の向上                 |                                |                             |
|                     |                            |  | 8 学校保健・学校安全・学校給食の充実             |                                |                             |
| 2                   | 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます      | 3 豊かな心の育成                                    | 9 人権教育・道徳教育の推進                  |                                |                             |
|                     |                            |  | 10 いじめ・暴力行為への適切な対応              |                                |                             |
|                     |                            | 4 「誰も一人にさせない」学校づくり                           | 11 支援教育の改革                      |                                |                             |
|                     |                            |  | 12 切れ目のない不登校支援の推進               |                                |                             |
|                     |                            |  | 13 支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実   |                                |                             |
|                     |                            |  | 14 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実      |                                |                             |
|                     |                            |  | 3                               | 5 人生100年時代の学び合い                | 15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供 |
|                     |                            |  |                                 |                                | 16 学びの成果を生かせる場の充実           |
| 6 地域の歴史・文化・自然から得る学び | 17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承     |  |                                 |                                |                             |
|                     | 18 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進 |  |                                 |                                |                             |
| 4                   | 持続可能で魅力ある教育環境を整えます         | 7 学校・家庭・地域の連携、協働の推進                          | 19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進            |                                |                             |
|                     |                            |  | 20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 |                                |                             |
|                     |                            | 8 安全・安心な教育環境づくり                              | 21 児童生徒等の安全・安心の確保               |                                |                             |
|                     |                            |  | 22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備         |                                |                             |
|                     |                            |  | 23 安全・安心に過ごせる環境づくり              |                                |                             |
|                     |                            |  | 24 保護者負担の軽減                     |                                |                             |
|                     |                            |  | 25 経済的理由に左右されない学びの機会均等          |                                |                             |
|                     |                            | 9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進                      | 26 教職員の資質・能力の向上                 |                                |                             |
|                     |                            |  | 27 教職員の働き方改革の推進                 |                                |                             |
|                     |                            | (目指す教育の姿・基本的な方針)<br><b>基本計画（教育大綱）</b><br>8年間 |                                 | (柱・施策)<br><b>後期実施計画</b><br>4年間 |                             |



## 方針 1

自立心と主体性のある  
より良い社会の創り手を育てます

## 柱 1 主体的・対話的で深い学びの実現

### ■目標指標

|   | 指標   | 基準値                               | 目標値<br>(令和11年度)          |
|---|--|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 | 学級等が共に学び合う集団であることに肯定的な回答をしている児童生徒の割合<br>*横須賀市児童生徒学習状況等質問調査 | 小5 86.8%<br>中2 89.9%<br>(令和7年度)   | 基準値を上回る                  |
| 2 | 教科指導内容の定着状況の全国比較<br>(中学校3年生 国語・数学) ※1<br>*全国学力・学習状況調査      | 国語 97.6<br>数学 97.3<br>(令和7年度)     | 国語 100.0以上<br>数学 100.0以上 |
| 3 | 普通教室の電子黒板の整備率<br>*教育研究所(教育情報担当)資料                          | 28.3%<br>(令和7年度)                  | 100.0%                   |
| 4 | 本を読むことが好きな子どもの割合<br>*横須賀市児童生徒読書活動調査                        | 小学生 74.3%<br>中学生 73.9%<br>(令和6年度) | 小学生 80.0%<br>中学生 80.0%   |

※1 全国平均正答率を基準とした本市の平均正答率の割合(全国を100としたときの数値)

## 施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

### 1 現状と課題

これまで、全国学力・学習状況調査などの結果を基に、本市の児童生徒の状況を分析してきましたが、「授業の中で仲間と学び合い、考えを深めている」という意識が徐々に高まっていることが分かりました。

また、コロナ禍以降、各学校において研究授業が活発に行われるようになり、学校現場への指導主事による指導助言の機会も増えています。教科等指導員による公開授業への参加者数もここ数年増加傾向にあることから、教員の指導改善への意識も高まっていることがうかがえます。

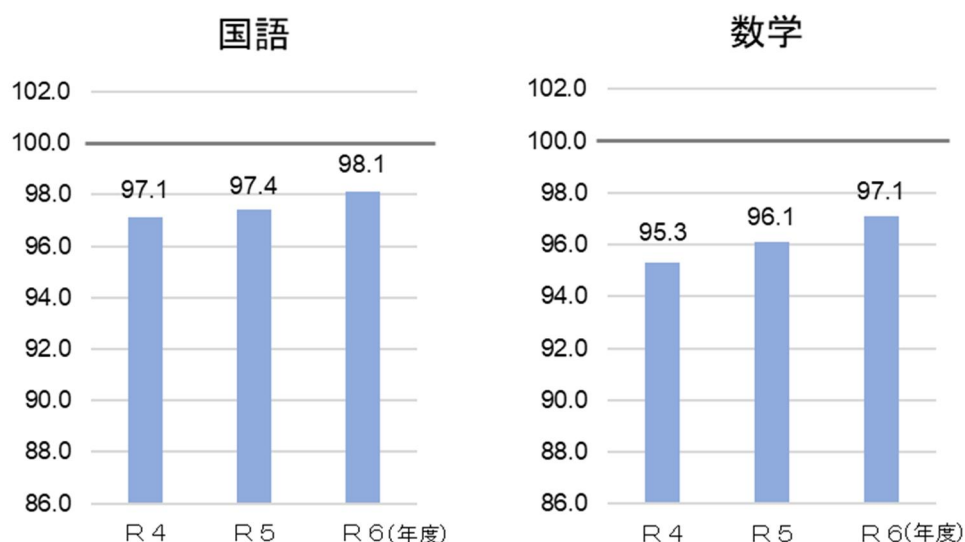
学びに対する意識の向上だけではなく、中学校3年生の教科調査の結果（全国平均正答率を100とした場合の本市の数値）は、令和4年度から令和6年度まで上昇傾向にあり、これまでの取り組みの成果が表れています。

しかし、「横須賀市学力向上推進プラン（令和4年度～令和7年度）」において一つの目標としていた全国平均正答率に対しては、数値を上回ることはできませんでした。

学校・家庭・地域の三者が連携することによって「豊かな学び」が作りだされるよう、教育委員会として支援し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指す必要があります。

#### 【全国学力・学習状況調査における全国平均正答率を100としたときの本市の平均正答率】

##### 中学校3年生



出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）を基に作成

## 2 事業

|     |   |
|-----|---|
| 事業1 | 横須賀市学力向上推進プランの推進（教育指導課）   |
| 概要  | <p>本市の全ての児童生徒の資質・能力の育成を図るため、「学力向上推進プラン」に基づき、市全体で取り組みます。</p> <p>プランの推進に当たっては、「横須賀市児童生徒学習状況等質問調査」「全国学力・学習状況調査」により児童生徒の学習状況や生活状況を把握するとともに、学識経験者等で組織する諮問機関「横須賀市学力向上推進委員会」による提言等を踏まえ、取り組みの充実に努めます。</p> |
| 事業2 | 学習支援員の配置（教育指導課）   |
| 概要  | <p>全ての児童生徒が主体的に授業に参加できるよう、「学習支援員」を配置し、教職員と連携しながら、学習状況に課題の見られる児童生徒を対象とした個別の学習支援や少人数での補習等の学習支援を行います。</p> <p>学習支援員は、学級担任、教科担任等教職員と十分に情報交換した上で授業の補習、家庭学習等の支援・指導等、対象児童生徒の習熟度に合わせた指導を行います。</p>          |
| 事業3 | 情報活用能力の育成（教育指導課）  |
| 概要  | <p>情報技術を自在に活用し、より深化した課題解決に向けた探究的な学びができるようにしながら、デジタルの負の側面にも対応できるよう、情報活用能力の向上を目的とした研究を進め、その成果を通じて日々の学校教育活動における個別最適な学び、協働的な学びの質を高めます。</p>  |
| 事業4 | チャレンジアップの支援（教育指導課）  |
| 概要  | <p>高い目標を持ち、意欲的・主体的に学習に取り組むことを目的に、中学校の学習内容にとどまらない、一歩進んだ学習内容へのチャレンジを支援します。</p> <p>○ 市内在住・在学の中학생に対する各種検定試験（漢字検定・数学検定・英語検定）検定料の助成（準2級以上）</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事業5 | リーダースキャンプ（中学校連合生徒会役員研修会）の開催（教育指導課）  |
| 概要  | 学校生活をより豊かにしていくために必要な力の育成を目的として、市立中学校23校の生徒会活動の交流を通して、さまざまな課題や解決策を具体的に話し合うことで、リーダーとしての自覚を高め、自校の取り組みに還元します。                 |
| 事業6 | 児童生徒指導に関わる行事の充実（教育指導課）  |
| 概要  | 児童生徒の研究や作品などを発表する場を充実させることによって、一人一人の学習意欲、創作意欲を向上させます。<br>○ 児童生徒造形作品展の開催<br>○ よこすか子ども科学賞・よこすか子ども発明展の開催<br>○ 中学校演劇発表会の開催 など |
| 事業7 | 校務・教育に係るデータの一元化による個別最適な学びと協働的な学びの質の向上（教育研究所（教育情報担当））  |
| 概要  | 一元的に可視化され、統合された児童生徒の成績、出欠、健康情報等のデータを活用し、児童生徒の理解を深めるとともに、日々の個別最適な学びと協働的な学びの質の向上を図ります。                                      |
| 事業8 | 生成AIを活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究<br>(教育政策課)  |
| 概要  | 次期学習指導要領改訂を見据えた、今後の柔軟な教育課程の実現を図るため、生成AIを活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究を行います。  |
| 事業9 | 情報モラル・デジタルシティズンシップ教育の推進（教育研究所（教育情報担当））  |
| 概要  | 情報モラル・デジタルシティズンシップの重要性を認識できるよう教員に周知し、児童生徒と家庭に対する啓発を行います。  |

### ～ 横須賀市学力向上推進プラン ～

学校教育全体の質の保証・向上に資するため、学識経験者等で組織する諮問機関「横須賀市学力向上推進委員会」による答申を踏まえて策定するプランです。

令和8年度から令和11年度に実施するプランでは、4つの目標（「共に学び合う集団をつくる」「粘り強く学ぶ力を育てる」「社会とつながる力を育てる」「生活や学びの土台となる力を育てる」）を設定し、その達成に向けて、学校・家庭・地域が三位一体となって取り組み、教育委員会が適切にサポートすることで、本市全ての子どもたちの資質・能力の育成を図ります。

### ～ 指導の目標と重点 ～

教育振興基本計画（後期実施計画）の「9つの柱」を基に、児童生徒を指導する上で学校が取り組むべき目標とその内容を「指導の目標」として設定しています。また、「指導の目標」を踏まえ、学校と教育委員会が重点的に取り組むべきことを「指導の重点」として設定しています。

各学校は「指導の目標」および「指導の重点」を基に、教育活動の改善・充実に組織的・計画的に取り組むこととしています。

## 施策2 授業力の向上

### 1 現状と課題

本市では、児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力と資質・能力を育成するために、授業力の向上に取り組んでいます。

これまで、教員に対し、教育課程研究会の実施や、教科等指導員（小中学校における教科等指導の改善および教育水準の向上を図るために委嘱）による公開授業などを軸に、多様な学びの場を提供してきました。

また、指導主事による定期的な学校訪問や校内研究授業における指導・助言も行っています。

今後は、学校が組織的かつ継続的に研究を進めることで、教員の人材育成と授業力の向上を目指す必要があります。

さらに、各教員が教科等指導に関する自己研鑽の時間を十分に確保することが難しい現状を踏まえ、教員が自ら自身の課題を発見・分析し、より専門性を磨くための時間を確保する仕組みをつくる必要があります。

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業10 | 小学校授業アドバイザーの配置（教育指導課）  |
| 概要   | 経験年数の少ない教員が多く在籍する小学校を対象に「小学校授業アドバイザー」を配置し、教員の授業づくりや学級経営における指導力の向上を支援します。   |
| 事業11 | 教育課程研究推進事業（教育指導課）  |
| 概要   | <p>学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現や、確かな学力と資質・能力の育成を目指して、各校が継続的かつ組織的に学校研究（授業研究やカリキュラム改善など）を進めることが求められています。</p> <p>そのため、市内全ての小中学校を対象として、推進校を設置し、学校研究の質の向上と教員の指導力向上を支援します。</p> <p>それにより、小中学校教育のさらなる改善および充実を図ります。</p> |
| 事業12 | 教科等研究に関する日（YOKOSUKA研究日）の設置（教育指導課）  |
| 概要   | 全市一斉で教員が教科等の研究に専念できる時間を設け、自校のみならず、他校との情報交換や研究会の実践を知る機会を拡大するなど、見識を広めることができる環境を整え、授業力等の向上を図ります。  |
| 事業13 | 生成A I を活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究<br>（教育政策課） ※事業8の再掲   |
| 概要   | 次期学習指導要領改訂を見据えた、今後の柔軟な教育課程の実現を図るため、生成A I を活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究を行います。   |

## 施策3 学習環境の整備

### 1 現状と課題

本市では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、児童生徒1人1台端末や、高速大容量ネットワーク、学習を支援するためのアプリケーションの導入など、第1期GIGAスクール構想の整備を行いました。

第2期GIGAスクール構想においては、児童生徒が学習のあらゆる場面で主体的にICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指すとともに、教員のきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。

そのためには、さらに1人1台端末の活用を進め、校務と教育に係るデータを一元化し、より児童生徒の理解の深化を図るとともに、授業を円滑に進めるためのアプリケーションや児童生徒の意見や考え方を効果的に共有できる、電子黒板の整備が必要になります。

また、誰一人取り残されない学びを保障するためにも、さまざまな視点から学習環境を整備していく必要があります。

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業14 | 児童生徒1人1台端末の活用（教育研究所（教育情報担当））   |
| 概要   | <p>1人1台端末を更改し、効果的に活用できるよう管理・運用を行います。</p> <p>また、教員に対して活用実践の共有などを行い、さらなる活用を推進します。</p> <p>さらに、円滑に1人1台端末の活用が推進できるよう、学習支援ソフト、AI英語学習アプリ、心の健康観察ツールなどを導入します。</p>   |
| 事業15 | 電子黒板の導入拡大（教育研究所（教育情報担当））   |
| 概要   | <p>授業の質の向上や授業準備の効率化を図るため、市立学校に電子黒板を導入します。</p>  |
| 事業16 | 教員用パソコンの更改（教育研究所（教育情報担当））  |
| 概要   | <p>児童生徒が教員と十分に関わりながら学べるようにするため、サポートが終了する教員用パソコン約1,800台分について、校務だけでなく授業等でも活用できるように軽量型・タッチパネル搭載型のパソコンに更改し、授業準備の効率化を図ります。</p>  |
| 事業17 | 校務支援システムの更改（教育研究所（教育情報担当））   |
|      | ※事業136の再掲  |
| 概要   | <p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、効率的な次世代校務支援システムに更改し、児童生徒の情報を一元把握できるダッシュボード機能を導入します。</p> <p>また、さまざまな働き方に対応するため、場所を問わず利用できるロケーションフリーな運用とし、併せて所要のセキュリティ強化を図ります。</p> <p>さらに、心理状況を天気で表す心の健康観察ツールを導入することにより、児童生徒が自分の気持ちを表し、その記録をもとに教員が児童生徒の心理状況の変化を継続的に把握することで、適時適切な支援につなげます。</p> |

## 施策4 学びの連続性を重視した教育の推進

### 1 現状と課題

本市では、幼児期の教育・保育から小学校教育への連続性に関する取り組みとして、令和7年度から「幼保小の架け橋プログラム」を立ち上げ、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との合同研修会の開催や、校長と園長の情報交換会の実施、教育課程の編成や指導計画等の作成などを行っています。

また、小中の学びを「義務教育9年間を一体と捉え、発達の段階に応じて子どもの学びをつなぐ教育」として、市立全小中学校において、23の中学校ブロックごとに小中一貫教育として取り組んでおり、小中学校が共通テーマに基づき計画的に研究授業や協議、情報交換等を行い、協働的な取り組みを進めています。

今後も取り組みの意義を共有し、小中一貫教育の取り組みとともに、小中学校に関わる幼保小、中高の連携においても、情報交換や研修、児童生徒の交流活動等の取り組みを含めて、改革的な動きを進めていく必要があります。

### 2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業18 | 幼保小の架け橋プログラムの推進（教育指導課）  |
| 概要   | 子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開するため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との合同研修会の開催、教育課程の編成や指導計画の作成、学校給食などを通じた就学前の幼児と小学生の交流体験を行い、就学前教育と小学校教育の円滑な連携を図ります。 |
| 事業19 | 小中一貫教育の推進（教育政策課）  |
| 概要   | 小中学校の教職員が「学びの系統性・連続性」を重視して、義務教育9年間で中学校ブロックの子どもを育てるという意識を醸成し、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導を行うため、子どもや地域の実態を基にした共通の教育方針の設定など、協働して教育の充実に努めます。 |

## 施策5 特色を生かした魅力ある教育の推進

### 1 現状と課題

これまで、歴史的な国際社会との関わりによる国際性、豊かな自然環境や市内に整備された文化施設などの多様な地域資源など、本市の特色を生かした教育を推進してきました。

今後も本市の特色を最大限に生かしつつ、どのような環境においても、子どもたちが自己の可能性を発揮できるような包括的な教育体制を構築していく必要があります。

また、生成AIをはじめとするデジタル技術が急速に進展している現在、特色ある学びとICTの活用を有機的に結びつけ、魅力ある教育としてさらに推進することが求められています。

### 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業20 | 国際コミュニケーション能力の育成（教育指導課）  |
| 概要   | 小・中・高の12年間で、児童生徒の国際コミュニケーション能力の向上および国際教育の充実を図ります。<br>○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への外国語指導助手（ALT）の派遣<br>○ AI英語学習アプリの活用<br>○ YOKOSUKA English Worldの開催 |
| 事業21 | 芸術鑑賞会の開催（教育指導課）  |
| 概要   | 児童の豊かな心を育成するため、横須賀芸術劇場・横須賀美術館で、優れた演奏や作品を鑑賞する機会を設けます。<br>○ オーケストラ鑑賞会（小学校5年生）<br>○ 美術鑑賞会（小学校6年生）   |
| 事業22 | 子どものための音楽会の開催（教育指導課）   |
| 概要   | 文化活動への関心や意欲の向上を図るため、横須賀芸術劇場において吹奏楽部の合同バンドによる「合唱と管弦楽のための組曲『横須賀』」の演奏や、小中学生の作詞・作曲による作品の演奏を聴く機会を設けます。  |

|      |   |
|------|---|
| 事業23 | 横須賀総合高校におけるキャリア教育の推進（教育指導課）   |
| 概要   | <p>明確な目的を持って進路実現を目指すキャリア教育の充実を図ります。</p> <p>全日制では「産業社会と人間」および「羅針」（総合的な探究の時間）の授業において、関東学院大学の教授等の専門家の視点を取り入れた指導を行い、探究的な学びを深めるとともに生徒のキャリア意識の醸成を目指します。</p> <p>定時制では市内企業による説明会の開催やインターンシップなどを通じて、生徒のキャリア意識の醸成を図ります。</p> |
| 事業24 | 理科や科学技術に関わる機会の充実（教育研究所）   |
| 概要   | <p>地域の研究機関、科学技術に関わる企業等、小中学校理科研究会等と連携し、児童生徒が主体的に科学事象に関わり、観察、実験に取り組む機会や研究成果を発信する場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土曜科学教室の開催</li> <li>○ サイエンスサマーの開催</li> </ul>                                   |

# 施策6 子ども読書活動の推進【第5次子ども読書活動推進計画】

## 1 現状と課題

私たちは読書を通じて想像力を磨き、表現力を高め、コミュニケーションの基礎や外の世界への理解を深めます。そして、学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。

「第1次子ども読書活動推進計画」を平成19年に策定してから今日に至るまでの間に、子どもを取り巻く環境は大きく変化しました。

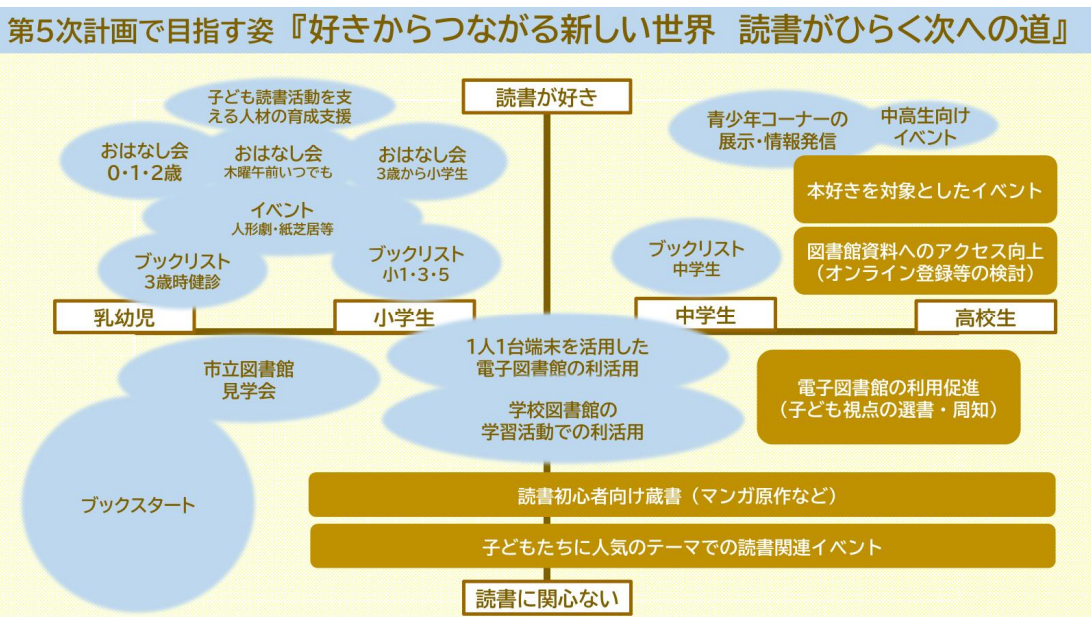
スマートフォンは必須のアイテム、動画を見たり、SNSでのコミュニケーションが日常生活の大きな割合を占めるようになり、それに伴い読書の位置付けやスタイルも変わってきました。

過去10年間の平均読書冊数の推移をみると、平均値は増加傾向にあるものの、本を読むことが好きな小学生の割合は減少傾向がみられること、また、不読率においても小学生では増加傾向にあり、子どもにとって「読書」へのハードルは上がってきている状況が推察されます。

生成AIが日常的に使われる社会を迎え、確認できる情報源で思考力が養われる読書は、その価値が一層高まるものと捉えています。

必要な情報を簡単に入手できる社会だからこそ玉石混交の情報から確かなものを網羅的に探し、考え、表現する力がますます必要になります。その力を磨くための礎として、読書活動を推進していくことが重要です。

【参考】令和6年度 横須賀市児童生徒読書活動調査報告書



## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業25 | 本との出会いをつなぐ取り組み [乳幼児] (中央図書館)   |
| 概要   | <p>乳幼児期の段階で、本との幸せな出会いを経験できるように、家庭での読書活動の支援を中心に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブックスタート事業<br/>初めて絵本と出会う場として、3～4か月児健診時に、絵本やおすすめ本リスト等のプレゼントと読み聞かせを行います。</li> <li>○ ブックリストの配布<br/>3歳児健診時に、絵本やおすすめ本のリストをプレゼントします。</li> <li>○ 市立図書館の見学会の開催<br/>図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらうため、保育園や幼稚園、小学校等を対象に見学会を開催します。</li> <li>○ 親子で楽しめる読書関連イベントの開催<br/>人形劇や映画会、絵本作家によるワークショップなどの本に親しむイベントを開催します。<br/>コミュニティセンターや愛らんどでもおはなし会等を開催します。</li> <li>○ おはなし会 (0・1・2歳対象/幼児・小学生対象) の開催<br/>わらべ歌や手遊びを通じたスキンシップ、読み聞かせの大切さなど、本を通じた親子のコミュニケーションや子どもと本とをつなぐ機会を提供します。</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
| 事業26 | 学校を核とした読書活動の推進 [小学生・中学生、高校生] (教育指導課 中央図書館)   |
| 概要   | <p>子どもたちの成長段階に応じた、さまざまな教育活動を通じて、学校図書館の活用を中心に、読書活動の推進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校図書館の利活用<br/>学校図書館の機能充実や、利活用した授業事例の共有を進めます。また、学校図書館の運営や利活用方法に関する研修の充実を図ります。</li> <li>○ 学校図書館と市立図書館の連携および活用<br/>電子図書館における選書や学校配送便、職場体験の受け入れ等、学校教育での市立図書館の活用を図ります。</li> <li>○ 本への興味を促進 (ブックリストの周知)<br/>市立図書館が監修・作成した「年代別ブックリスト(小学校低・中・高学年および中学生)」を電子図書館サイト内で周知し、読書に対する興味につなげていきます。</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
| 事業27 | 一人一人の多様な読書を応援する取り組み（中央図書館）  |
| 概要   | <p>好き、楽しいという気持ちから読書活動が広がることを目的に、子どもの視点を踏まえた図書サービスや、本が好きな人々の交流の場づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども視点での蔵書や読書関連イベントの開催<br/>ニーズの把握に努め、読書初心者でも手に取りやすい本など蔵書構成の充実を図ります。また、子どもたちに人気のあるテーマでのイベントなど、読書への入口を広げます。</li> <li>○ 市立図書館の利便性の向上<br/>オンライン登録や紙の本と電子書籍の一括検索など、より便利な図書館に向けて図書館システムの機能充実を図ります。</li> <li>○ 子どもの読書活動を支える人材の充実<br/>スキルアップを目指す講座（児童サービス講座）のほか読書会やポップ展示など、本が好きな人たちの輪が広がる取り組みを進めます。</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
| 事業28 | 誰もが読書ができる環境づくり（中央図書館）   |
| 概要   | <p>全ての子どもたちが自分に合った方法で本を読むことができる環境づくりに向けて、蔵書の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語の本の充実<br/>外国語を母国語としている子どもが利用しやすい形式で本にアクセスできるよう、電子書籍も含めた蔵書の充実を図るとともに、手に取りやすい書架づくりを進めます。</li> <li>○ 電子図書館の利用促進<br/>文字の拡大や音声読み上げ機能など、誰もが利用しやすいコンテンツの周知を進め、紙の本を読むことが難しい子どもの読書機会をひろげます。</li> <li>○ バリアフリー図書の整備・啓発<br/>読みやすさや分かりやすさを実現する図書の整備を行うとともに、点字図書館等との連携のもと、バリアフリー図書の周知啓発の機会をつくれます。</li> </ul> |

## 柱2 健やかな体の育成

### ■目標指標

|    | 指標  | 基準値   | 目標値<br>(令和11年度)                                      |
|----|---|---|--|
| 5  | 「運動が大切・やや大切」と回答する児童生徒の割合<br>(小学校5年生・中学校2年生)<br>*全国体力・運動能力、運動習慣等調査       | 小5男子 93.8%<br>小5女子 90.4%<br>中2男子 92.9%<br>中2女子 85.5%<br>(令和6年度) | 小5男子 96.6%<br>小5女子 93.1%<br>中2男子 95.7%<br>中2女子 89.8% |
| 6  | 1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合<br>(小学校5年生・中学校2年生)<br>*全国体力・運動能力、運動習慣等調査           | 小5男子 4.1%<br>小5女子 6.2%<br>中2男子 7.2%<br>中2女子 12.4%<br>(令和6年度)    | 小5男子 3.7%<br>小5女子 5.6%<br>中2男子 6.5%<br>中2女子 11.2%    |
| 7  | 体力合計点の平均値<br>(小学校5年生・中学校2年生) ※1<br>*全国体力・運動能力、運動習慣等調査                   | 小5男子 52.37<br>小5女子 52.64<br>中2男子 43.01<br>中2女子 48.25<br>(令和6年度) | 小5男子 54.18<br>小5女子 55.58<br>中2男子 43.61<br>中2女子 49.37 |
| 8  | 定期健康診断受診率<br>*横須賀市定期健康診断に関する調査  | 小学生 99.2%<br>中学生 96.4%<br>(令和6年度)                               | 小学生 100.0%<br>中学生 100.0%                             |
| 9  | 1日の睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合<br>(小学校5年生・中学校2年生)<br>*全国体力・運動能力、運動習慣等調査          | 小5男子 2.9%<br>小5女子 2.5%<br>中2男子 5.2%<br>中2女子 9.4%<br>(令和6年度)     | 小5男子 2.6%<br>小5女子 2.3%<br>中2男子 4.7%<br>中2女子 8.5%     |
| 10 | 「朝食を食べない日が多い・食べない」と回答する児童生徒の割合<br>(小学校5年生・中学校2年生)<br>*全国体力・運動能力、運動習慣等調査 | 小5男子 4.3%<br>小5女子 5.2%<br>中2男子 7.2%<br>中2女子 9.0%<br>(令和6年度)     | 小5男子 4.0%<br>小5女子 4.3%<br>中2男子 6.6%<br>中2女子 7.6%     |

※1 新体力テストにおける各測定項目の結果を年齢別・男女別の「種目別得点表」に照らして10点満点の得点に換算し、それらを合計した「体力合計点」(80点満点)の平均値

## 施策7 健康の保持増進・体力の向上

### 1 現状と課題

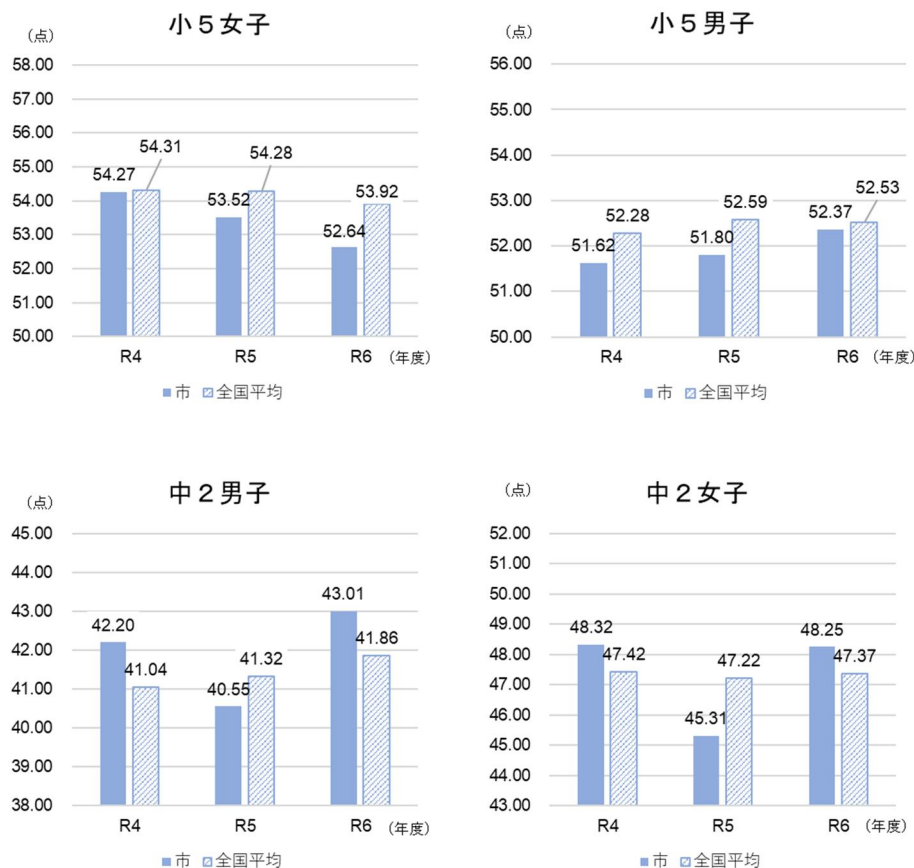
新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国の児童生徒の体力低下という深刻な問題を引き起こしました。現在、回復の兆しは見られるものの、感染拡大前の水準にはまだ届いておらず、本市も同様の課題に直面しています。

体力低下の背景には、スマートフォンの普及によるスクリーンタイムの増加や、外遊びの機会減少など、子どもたちの「遊び方の変化」があります。これらは生活習慣や運動習慣を大きく変え、健やかな成長に影響を与えていると考えられます。

この状況を改善するために、まず児童生徒の体力や生活習慣に関する調査結果を、学校、子どもたち自身、保護者と共有し、現状について共通認識を深めることが重要です。

さらに、教育委員会と関係機関が密に連携して詳細な分析を進め、この分析をもとに、子どもたちが体を動かす楽しさを取り戻し、健康的な生活を送れるように、具体的な方策を検討し、確実に実行していくことが必要です。

【体力合計点の経年変化】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業29 | 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の調査・分析（保健体育課）  |
| 概要   | <p>児童生徒の健康を保持増進し、体力の向上を図るため、「横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査」によりその状況を把握します。</p> <p>また、調査の分析結果を学校、児童生徒および保護者へ還元することで運動習慣に関する意識を啓発するとともに、本市として必要な健康・体力向上推進に関する施策の策定や、各学校の取り組みの工夫改善に役立てます。</p>  |
| 事業30 | 健康・体力に関する取り組みの推進（保健体育課）  |
| 概要   | <p>学校における運動習慣の向上に関する継続的な指導を行うとともに、体育・保健体育科の授業改善や教員の指導力向上のため、研修講座や説明会等の充実を図ります。</p> <p>また、体育授業の質の向上につながる取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ スポーツリズムトレーニングの実施</li><li>○ アクティブ・チャイルド・プログラムのモデル事業の実施</li></ul> |
| 事業31 | 児童生徒各種競技大会の実施（保健体育課）   |
| 概要   | <p>児童生徒一人一人の意欲を向上させるため、体育・保健体育科の学習や、運動部活動などで身に付けた技能等を発表する場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 小学校児童陸上記録大会</li><li>○ 中学校総合体育大会 など</li></ul>  |



児童陸上記録大会の様子

## 施策 8 学校保健・学校安全・学校給食の充実

### 1 現状と課題

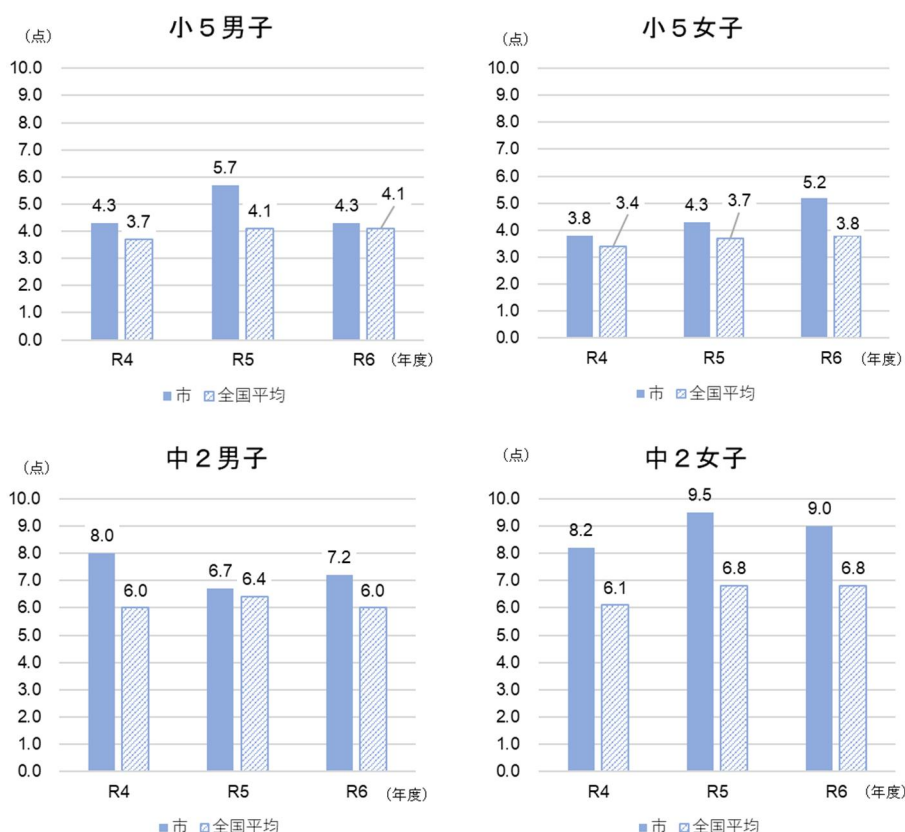
近年、子どもを取り巻く環境が変化し、性や薬物の情報が容易に入手できる現状があります。これに伴い、性犯罪防止や生命（いのち）の安全教育、喫煙・飲酒・薬物乱用によるリスクの理解促進が求められています。

また、不登校児童生徒の健康診断受診の支援や歯科保健教育の推進も重要な課題です。

交通事故は減少傾向にあるものの依然発生しており、安全な行動を行う知識技能の習得、命の大切さを学び、万一の事故時に他者の命を救える対応力が求められています。

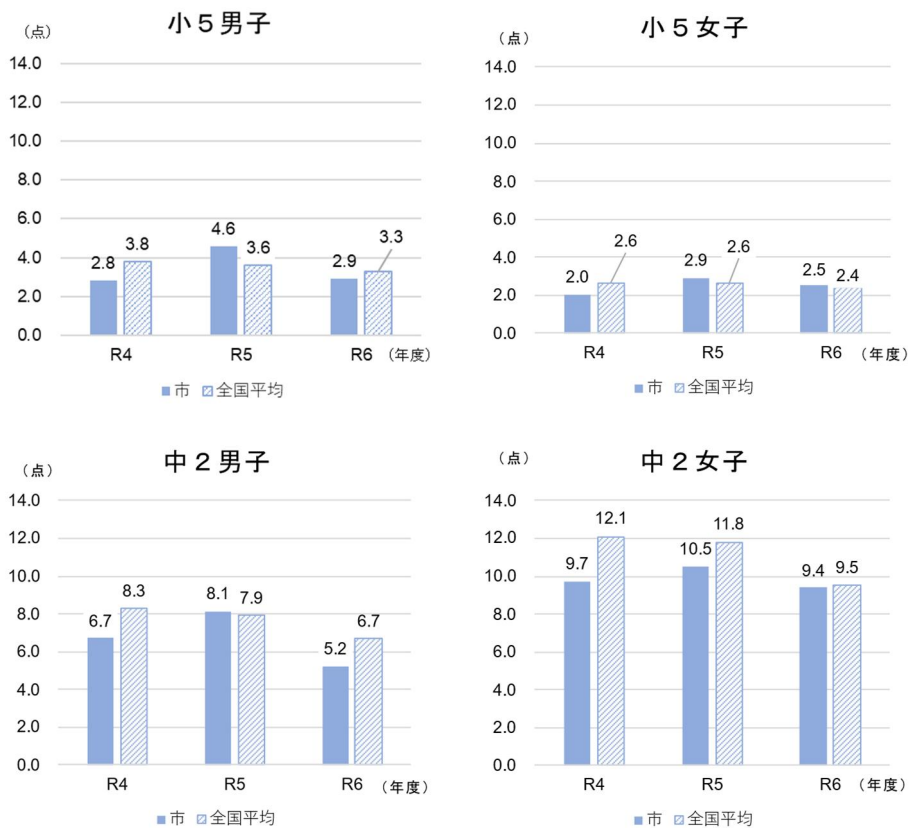
さらに、栄養の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れから、肥満や痩身、生活習慣病、食物アレルギーなど多様な健康課題が発生しており、児童生徒のみならず保護者・教職員の生活習慣に対する意識向上、小学校から中学校までの体系的、継続的な食育指導による望ましい食習慣の形成が必要となっています。

【朝食を食べない日が多いまたは食べない児童生徒の割合】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

【1日の睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業32 | 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進（保健体育課）  |
| 概要   | 児童生徒が喫煙・飲酒・薬物乱用の危険性を正しく理解し、主体的に心身の健康を守る態度を育成するため、外部講師を活用した防止教室を実施します。 |

|      |  |
|------|--|
| 事業33 | 生命（いのち）の安全教育の推進（保健体育課）   |
| 概要   | 性犯罪の被害者、加害者にならないよう、また、生命の尊さや素晴らしさを実感できるよう、児童生徒の発達の段階に応じて、外部講師等を活用した安全教育を実施します。 |

|      |  |
|------|--|
| 事業34 | 児童生徒の健康管理（保健体育課）   |
| 概要   | <p>児童生徒が健康で安全に学校生活を送り、健やかに成長できるよう定期健康診断を実施するとともに、学校医等と連携し、健康診断受診機会の確保に努めます。</p> <p>また、翌年度に就学予定の未就学児が円滑な学校生活を送ることができるよう、就学時健康診断を実施します。</p> <p>加えて、一元化された児童生徒の心身の健康に関する情報等を活用し、日々の児童生徒の健康管理の充実を図ります。</p>   |
| 事業35 | 歯科保健教育の推進（保健体育課）   |
| 概要   | <p>生涯にわたり歯と口の健康を守るため、小学校において歯科教室を実施し、基本的な生活習慣の定着や予防意識の向上を図ります。</p>   |
| 事業36 | 安全教育の推進（保健体育課）   |
| 概要   | <p>交通場面における危険性を正しく理解し、安全な歩行や自転車利用に必要な知識・技能を身に付けられるようにするため、小学生を対象に交通安全教室および自転車交通安全教室を実施します。</p> <p>また、児童生徒が心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用法、応急手当や救命処置を適切に行う重要性を理解し、自他の命の大切さを学ぶことができるよう、スクール救命教室を実施します。</p>  |
| 事業37 | 学校と家庭が連携した生活習慣に関する意識啓発（保健体育課）  |
| 概要   | <p>子どもが自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、学校における生活習慣に関する継続的な指導を行うとともに、児童生徒、保護者、教職員の生活習慣に関する意識を啓発します。</p>   |
| 事業38 | 食育の推進（学校食育課）   |
| 概要   | <p>子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健全な心と体を培っていきけるよう、学校において食に関する指導の全体計画を作成し、教育活動全体を通じた食育の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食を活用した食育の推進</li> <li>○ 児童生徒、保護者、教職員の食に関する意識の啓発</li> <li>○ 栄養教諭を中心とした食育の推進</li> </ul> |

## 方針2

多様性を認め合う  
共生社会の担い手を育てます

## 柱3 豊かな心の育成

### ■目標指標

|    | 指標   | 基準値              | 目標値<br>(令和11年度)                             |
|----|--|------------------|---|
| 11 | <b>小中学校における<br/>いじめの解消率※1</b><br>*児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)<br>*児童・生徒の問題行動等調査(公立小・中学校版)(神奈川県) | 98.5%<br>(令和6年度) | 100.0%                                      |
| 12 | <b>多様性を認め合う人権尊重の理念についての受講者の理解※2</b><br>*人権教育担当者研修受講者振り返り   | 3.72<br>(令和6年度)  | 令和8年度から<br>令和11年度までの<br>4年間の平均が、<br>基準値を上回る |

※1 市立小中学校で認知したいじめが解消された割合(いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日文部科学省)により「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続している」という定義が示されたため、例年8月に実施される神奈川県調査の数値を実績とします)

※2 各学校の人権教育担当者が参加する研修における4件法での振り返りの平均値(最高値4.0)

## 施策9 人権教育・道徳教育の推進

### 1 現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

学校教育においては、子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の精神を涵養することが求められています。

また、学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育も、「特別の教科 道徳」を要として、その充実を図っていく必要があります。

本市における、初任者を対象にしたアンケート結果を見てみると、学校での人権教育について肯定的に考えている初任者が多い一方、人権問題の解決については、毎年約3割の初任者が「何かしなければとは思いますが、何をしてもよいかわからない」と回答しています。

今後は、教育活動における積極的な人権教育の指導につながるよう、人権教育担当者研修や基本研修などを充実させるとともに、道徳教育全般や道徳科における授業についての研修等を充実させ、人権教育・道徳教育に関する指導力の向上を図ることが必要です。

### 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業39 | 人権教育に関する指導力の向上（教育研究所）  |
| 概要   | <p>多様性を認め合う人権尊重の理念について教員の理解を深めるため、関係機関と連携した人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校人権教育担当者研修講座の実施</li> <li>○ 人権教育指導者養成研修講座の実施</li> <li>○ 人権教育訪問研修の実施</li> </ul> |
| 事業40 | 道徳教育に関する指導力の向上（教育指導課）  |
| 概要   | <p>道徳教育に関する教員の指導力を向上させるために、教職員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するとともに、道徳教育全般や道徳科における授業についての研修等の充実を図ります。</p>   |

## 施策10 いじめ・暴力行為への適切な対応

### 1 現状と課題

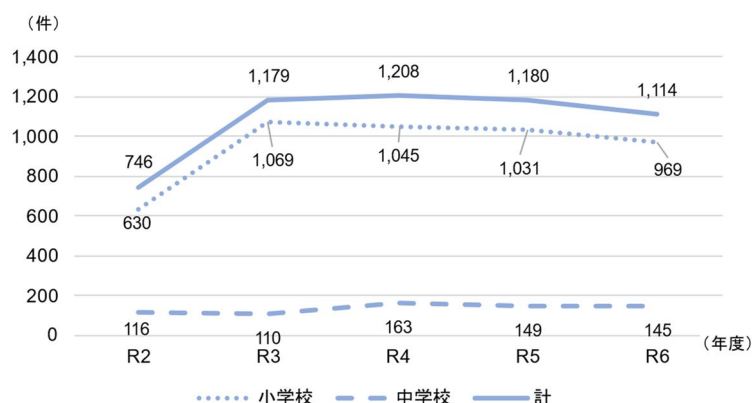
本市における児童生徒のいじめの認知件数は減少傾向にあります。

これは、各学校が職員会議や研修を通して、いじめ問題に対する共通理解を深めるとともに、児童会生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせ、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進した成果と言えます。

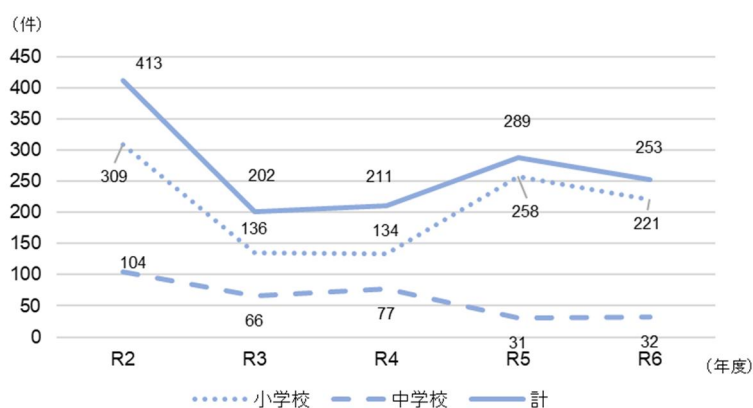
本市のいじめの認知件数は減少傾向ですが、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの子にもおこりうる」という基本的な考えに立ち、引き続き組織的な認知、対応に努め、初期段階のいじめから家庭や関係機関とも連携することが必要です。

暴力行為については、一定程度の発生件数があり、発生を未然に防止するためには、児童生徒のさまざまな困り感に対して多角的、多面的な視点から相談できる体制を構築し、学校が児童生徒にとって安心して学ぶことができる場となるような環境づくりが必要です。

【いじめの認知件数】



【暴力行為の発生件数】



出典：「令和6年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査」を基に作成

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業41 | スクールカウンセラーの配置（支援教育課）   |
| 概要   | いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。                      |
| 事業42 | スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課）  |
| 概要   | 児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図ります。  |
| 事業43 | 登校支援相談員の配置（支援教育課）※事業54の再掲  |
| 概要   | さまざまな背景や状況により、不登校や教室に入ることが難しい児童生徒を支援するため、小中学校に「登校支援相談員」を配置し、校内教育支援センターでの対応や、児童生徒の相談に応じるほか、不登校の児童生徒宅への家庭訪問を担任とともに行うなど、教職員と協働して校内の居場所づくりや個々のニーズ・困難に対応していきます。（サポートルーム未設置校に配置） |
| 事業44 | 学校スーパーバイザーの配置（支援教育課）   |
| 概要   | 児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置し、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士などに対する助言や研修を行うとともに、学校を訪問し、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件や事故が発生した際の緊急支援を行います。   |

|      |   |
|------|---|
| 事業45 | 教育相談による支援（支援教育課）  |
| 概要   | <p>学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。</p> <p>教育相談では、「教育相談心理士」を配置し、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援に必要であると判断した場合には、適切な関係機関につなぎます。</p> <p>また、週3日、専任の「電話相談員」を配置して、誰でも匿名で相談可能な「こどもの悩み相談ホットライン」を設置します。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 事業46 | いじめ防止マニュアルの見直し（支援教育課）  |
| 概要   | <p>いじめ防止対策推進法、重大事態ガイドラインに基づき、各学校で作成している「いじめ防止マニュアル」の見直しを行うことにより、いじめの未然防止につなげるとともに、もしいじめが起きた場合には、マニュアルに従って迅速かつ的確に対応することで、事案の重篤化を防ぎます。</p> |

### ～ 横須賀市いじめ等の対策に関する条例 ～

いじめは許されない行為であり、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

体罰も許されない行為であり、学校では子どもの人権に関わる問題であることを認識し、信頼関係を基盤とした適切な指導を心掛けて、体罰の根絶に取り組んでいます。

また、学校においては、学校と子ども、保護者または地域住民等との間で生じたさまざまな問題が多発し、これらを解決することに非常に苦慮しています。

このような状況を受け、本市では、いじめ防止対策推進法の内容および「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策や体罰の根絶および学校問題の解決を図る対策を進めることを目的に、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を制定し、横須賀の全ての子どもたちが、明るい笑顔で楽しく充実した学校生活を送れることを目指しています。（平成26年（2014年）7月1日施行）

## 柱4 「誰も一人にさせない」学校づくり

### ■目標指標

| 指標                    |   | 基準値         | 目標値<br>(令和11年度)      |
|-----------------------|---|-------------|----------------------|
| 13                    | 学校での「心の居場所」に関わる質問<br>に対する肯定的な回答のスコア<br>※1<br>*横須賀市児童生徒学習状況等質問調査 | 横須賀市／全国値    | ①～④全ての項目<br>で全国値を上回る |
|                       |   | ①小5 3.2/3.2 |                      |
|                       |   | 中2 3.3/3.2  |                      |
|                       |   | ②小5 3.5/3.5 |                      |
|                       |   | 中2 3.5/3.5  |                      |
|                       |   | ③小5 2.7/2.8 |                      |
|                       |   | 中2 2.6/2.7  |                      |
|                       |   | ④小5 3.3/3.3 |                      |
| 中2 3.1/3.0<br>(令和7年度) |   |             |                      |

※1 横須賀市児童生徒学習状況等質問調査における

- ①「つらいことや、困ったことがあったとき、なんでも本音で相談できる友だちがいますか。」
- ②「あなたの気持ちを分かってくれる友だちがいますか。」
- ③「本当につらいことがあったとき、それを学校の先生に相談できますか。」
- ④「あなたの気持ちを分かろうとしてくれる先生がいますか。」

のそれぞれの回答に係る横須賀市平均値（小学校5年生・中学校2年生）

（4択の質問を対象に、各選択肢に次の配点で得点を与え、カテゴリごとに算出した平均値。強い肯定に「配点：4」、弱い肯定に「配点：3」、弱い否定に「配点：2」、強い否定に「配点：1」）

## 施策11 支援教育の改革

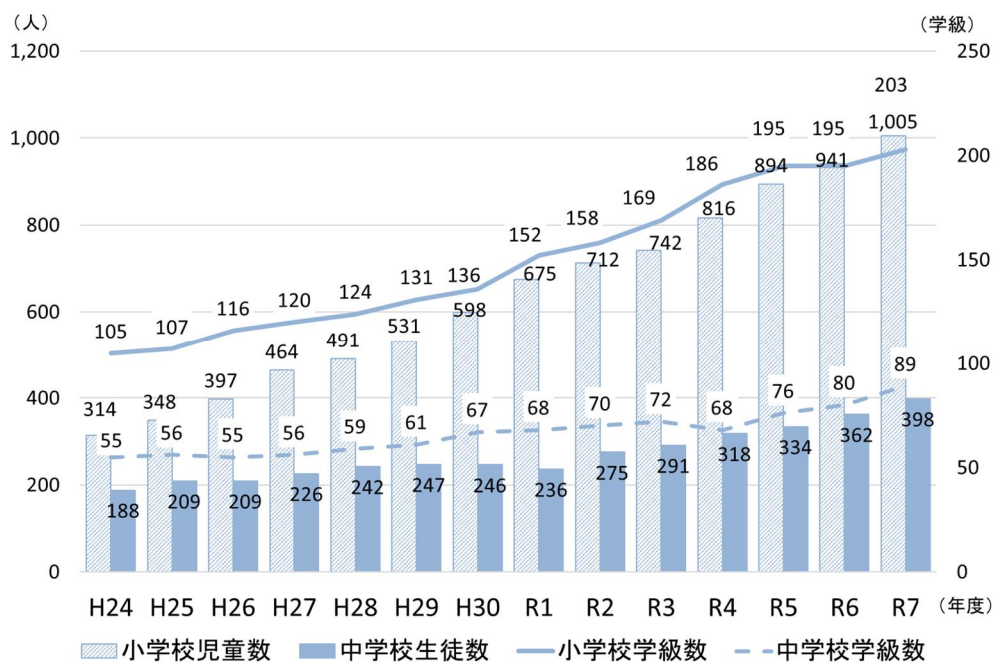
### 1 現状と課題

本市では、「共生社会」の担い手を育むために、障害の有無にかかわらず、全ての子どもに目を向けた「支援教育」を推進しています。

本市の児童生徒数は減少傾向にある一方で、特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加しています。また、通常の学級においても、個別の配慮を必要とする児童生徒が増加しており、教育的ニーズは一層多様化しています。

こうした現状を踏まえ、多様化する教育的ニーズに応じた、適切な支援を行うためには、学校内における支援体制の充実や関係機関等と連携した支援体制の構築を進めていくことが必要です。

【特別支援学級の在籍児童生徒数・学級数】



出典：横須賀市教育委員会教育政策課資料

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業47 | 横須賀市支援教育推進プランの推進（支援教育課）  |
| 概要   | <p>多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、一人一人の児童生徒に応じた支援体制づくりを推進していきます。</p> <p>また、学習面および生活面で配慮を必要とする児童生徒への指導や支援についての研修講座等を実施することにより、多様な児童生徒の学校教育活動への参加を促進します。</p> |
| 事業48 | 一人一人の児童生徒の状況に応じた適切な支援の充実<br>(支援教育課)  |
| 概要   | <p>学校が誰もが安心して学ぶことができる場となるように、合理的配慮・基礎的環境整備の研究を行う推進校を設置し、ガイドラインを作成します。</p> <p>また、特別支援学級等の一人一人の状況に応じた適切な支援につなげるために、個別指導計画の作成ツールを導入し、支援の充実に図ります。</p>                  |
| 事業49 | 学習面・生活面における各種介助員の配置（支援教育課）   |
| 概要   | <p>支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置し、教育活動の一層の充実に図ります。</p>   |
| 事業50 | 校内支援体制充実のための研修の実施（支援教育課）   |
| 概要   | <p>支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるため、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を担う教員（支援教育コーディネーター等）や、児童生徒指導担当教員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。</p>                                       |

|      |   |
|------|---|
| 事業51 | 医療的ケアの充実（支援教育課）   |
| 概要   | <p>医療的ケア児およびその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍校に、学校看護師の派遣または訪問看護ステーション業務委託等による体制整備を行います。</p> <p>また、市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣や医療的ケア児の登下校支援等、関係諸機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 事業52 | 横須賀市立総合医療センター院内学級（病弱・身体虚弱特別支援学級）の運営（支援教育課）   |
| 概要   | <p>横須賀市立総合医療センターにおいて院内学級（病弱・身体虚弱特別支援学級）を運営し、健康上の理由および病弱、身体虚弱のために入院している児童生徒の学習を支援します。</p> |

～ 横須賀市支援教育推進プラン ～

障害の有無にかかわらず自身の個性やよさなどを大切にしながら、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる「支援教育」を推進し、学校生活の中で支援や配慮の必要な子どもに適切に教育的支援を行うためのプランです。

支援教育を通じて、一人一人を大切に、「生きる力」を育てることを目指し、学校組織の充実や人的支援、市の支援教育システムづくり等の取り組みを進めることとしています。

## 施策12 切れ目のない不登校支援の推進

### 1 現状と課題

本市における不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあります。また、神奈川県や国と比較しても、出現率が高く、課題が大きい状況です。

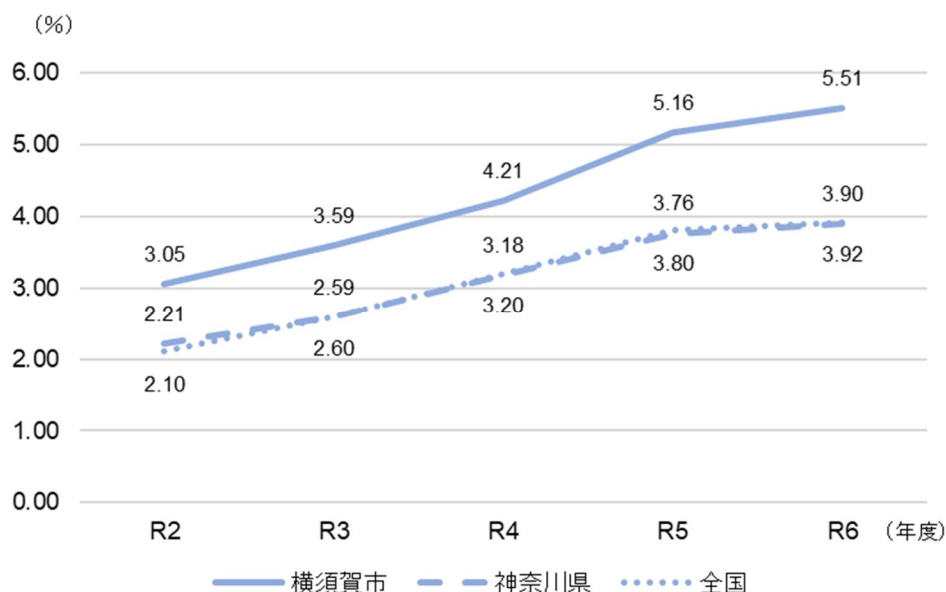
不登校の背景には、学校・家庭・本人に関わるさまざまな要因が複雑に絡み合っています。そのため、不登校への支援では「学校へ登校すること」だけを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会で自立できるよう支援することが重要です。

学校では、心理や福祉の専門家や相談員と連携を深め、アンケートやスクリーニングなどを活用して、多様なニーズや背景を持つ児童生徒の状況の把握に努めてきました。そして、一人一人に適した支援や学びの環境を提供する取り組みを推進してきました。

また、本市では、校内教育支援センターや校外教育支援センター(相談教室)の設置を通じて、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを推進してきました。

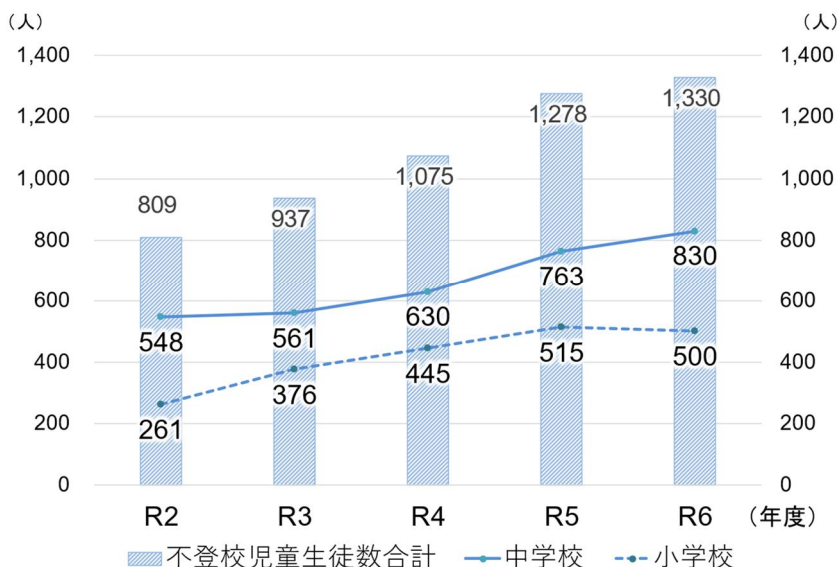
しかしながら、不登校への支援には依然として多くの課題があり、今後はこれまでの取り組みを再検討し、一層の充実を図ることが必要です。

【不登校児童生徒の出現率】



出典：「令和6年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査」を基に作成

### 【不登校児童生徒の人数】



出典：「令和6年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査」を基に作成

## 2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業53 | サポートルームの設置（通級指導・不登校支援の一体化）<br>（支援教育課）   |
| 概要   | 通級指導と不登校支援の一体化により、通常の学級での支援が必要な児童生徒への個別対応と、学校には登校できるものの、教室に入ることが難しい児童生徒の校内の居場所として「サポートルーム」の運営を行います。   |
| 事業54 | 登校支援相談員の配置（支援教育課）   |
| 概要   | さまざまな背景や状況により、不登校や教室に入ることが難しい児童生徒を支援するため、小中学校に「登校支援相談員」を配置し、校内教育支援センターでの対応や、児童生徒の相談に応じるほか、不登校の児童生徒宅への家庭訪問を担当とともに行う等、教職員と協働して校内の居場所づくりや個々のニーズ・困難に対応していきます。（サポートルーム未設置校に配置） |

|      |  |
|------|--|
| 事業55 | 校外教育支援センター（相談教室）による支援（支援教育課）   |
| 概要   | <p>不登校の状況にある児童生徒が、社会的自立に向けて着実に歩み出せるよう支援する「校外教育支援センター（相談教室）」を運営します。</p> <p>小集団の中での活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、児童生徒が自己肯定感を高め、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めることを目指します。</p>   |
| 事業56 | 不登校対策推進室の設置（支援教育課）   |
| 概要   | <p>本市の不登校対策の充実と支援の適正化のため、「不登校対策推進室」を設置し、「不登校対策専門員」を配置します。</p> <p>専門員は、不登校支援の調査研究、学校対応資料の作成、関係機関や対策組織との連絡調整を行い、多様な学びの場の設置検討や校外教育支援センター（相談教室）の再編成を推進します。</p> <p>他自治体の先行事例を分析し効果を検証するとともに、学習環境整備や進路支援プログラムの検討を行います。</p> |
| 事業57 | スクールカウンセラーの配置（支援教育課） ※事業41の再掲  |
| 概要   | <p>いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。</p>   |
| 事業58 | スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課） ※事業42の再掲   |
| 概要   | <p>児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図ります。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 事業59 | 学校スーパーバイザーの配置（支援教育課） ※事業44の再掲  |
| 概要   | <p>児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置し、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士などに対する助言や研修を行うとともに、学校を訪問し、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が発生した際の緊急支援を行います。</p>   |
| 事業60 | 教育相談による支援（支援教育課） ※事業45の再掲  |
| 概要   | <p>学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。</p> <p>教育相談では、「教育相談心理士」を配置し、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援に必要であると判断した場合には、適切な関係機関につながります。</p> <p>また、週3日、専任の「電話相談員」を配置して、誰でも匿名で相談可能な「こどもの悩み相談ホットライン」を設置します。</p> |
| 事業61 | 学校・フリースクール等連携協議会の開催（支援教育課）   |
| 概要   | <p>フリースクール等と学校や教育関係諸機関との相互理解や連携強化を目的に「横須賀市学校・フリースクール等連携協議会」を運営し、各機関の支援状況の共有や不登校支援に対する意見交換を行い、子どもの居場所や学びの場の確保、社会的孤立の軽減や自己肯定感の向上を目指します。</p>  |
| 事業62 | 不登校に関する相談会等の開催（支援教育課）  |
| 概要   | <p>不登校や登校することが難しい児童生徒とその保護者を対象に、学校を含むさまざまな居場所で、学びや社会生活に関わっていけるよう「不登校をともに考える会～ハートフルフォーラム～」や「進路情報説明会・不登校相談会」等を開催します。</p> <p>支援機関の紹介、個別相談、進路に関する情報の紹介や相談、座談会等を行い、児童生徒や保護者が安心して自分らしい道を歩むきっかけとなる会を目指します。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事業63 | 学校外における学び・成長機会の充実（教育政策課）  |
| 概要   | 学校で学ぶことが難しい児童生徒や不登校の児童生徒を支援するため、学校外でも安心して学び、成長できる場を提供します。<br>児童生徒が自分らしさを大切にしながら、自立した社会生活を送るための基盤を築くことができるようサポートします。 |

|      |   |
|------|---|
| 事業64 | 心の健康観察ツールの導入（教育研究所（教育情報担当））   |
| 概要   | 心理状況を天気で表す心の健康観察ツールを導入することにより、児童生徒が自分の気持ちを表し、その記録をもとに教員が児童生徒の心理状況の変化を継続的に把握することで、適時適切な支援につなげます。 |

## 施策13 支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実

### 1 現状と課題

近年、家庭環境や社会状況の変化、そして支援が必要な子どもに関する情報が充実し、実態がより明らかになったことから、不登校や特別な支援を必要とする児童生徒への多様な対応が求められています。

こうした現状に対応するため、本市では通級指導と不登校支援の一体化等による支援体制の構築に取り組んでいます。

今後は、不登校対策推進室を中心に、学校の支援体制の構築や体制づくりを進め、学校や家庭、関係機関が連携しながら、子ども一人一人の状況やニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

### 2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業65 | サポートルームの設置（通級指導・不登校支援の一体化）<br>（支援教育課） ※事業53の再掲  |
| 概要   | 通級指導と不登校支援の一体化により、通常の学級での支援が必要な児童生徒への個別対応と、学校には登校できるものの、教室に入ることが難しい児童生徒の校内の居場所として「サポートルーム」の運営を行います。   |
| 事業66 | 不登校対策推進室の設置（支援教育課） ※事業56の再掲   |
| 概要   | 本市の不登校対策の充実と支援の適正化のため、「不登校対策推進室」を設置し、「不登校対策専門員」を配置します。<br>専門員は、不登校支援の調査研究、学校対応資料の作成、関係機関や対策組織との連絡調整を行い、多様な学びの場の設置検討や校外教育支援センター（相談教室）の再編成を推進します。<br>他自治体の先行事例を分析し効果を検証するとともに、学習環境整備や進路支援プログラムの検討を行います。 |
| 事業67 | 適切な支援につながる校内支援体制の構築（支援教育課）  |
| 概要   | 一人一人の状況を把握するための「プロフィールシート」の活用等を通じて、児童生徒の教育的ニーズを多面的、多角的に把握し、校内において支援会議を開き、関係する教職員が児童生徒に対する適切な支援内容を検討するなど、組織的に支援する体制を構築します。   |

## 施策14 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実

### 1 現状と課題

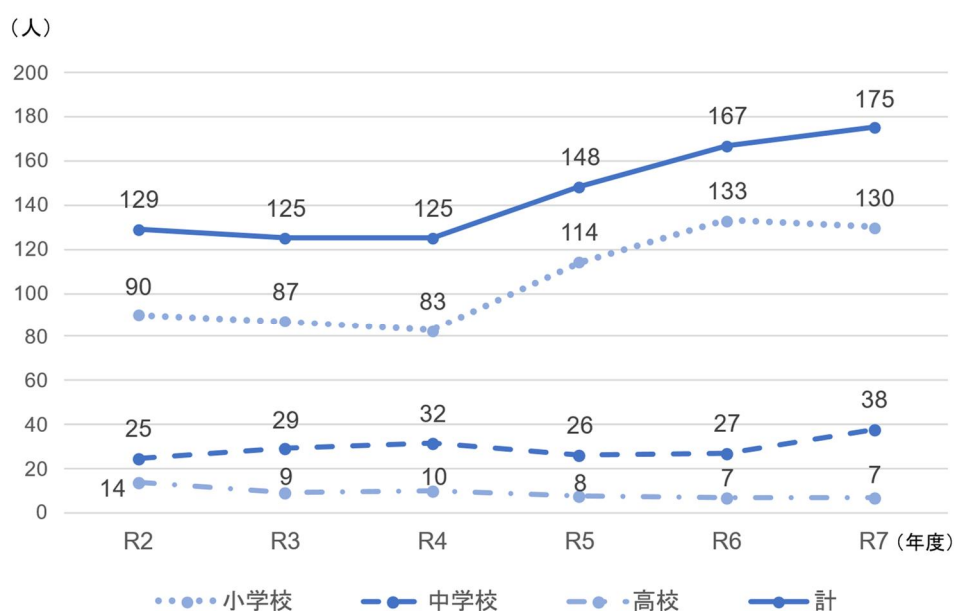
本市では、外国につながるのある児童生徒が増加し続けていることから、日本語指導が必要な児童生徒に対し、学校生活に適応し、安心した学校生活を送れるとともに、日本語を用いて学習に取り組めるよう支援することが必要です。

令和5年4月に日本語支援ステーションを開設し、国際教育コーディネーターおよびステーションマネージャーを配置することで、外国につながるのある児童生徒が在籍校へ就学する前に、初期集中指導、ガイダンスを効果的・効率的に実施しています。

また、現在、日本語支援ステーションでの取り組みに加えて、初期集中指導を受けた児童生徒のフォローアップや、各学校における外国につながるのある児童生徒への支援方法に関する指導助言など、新たな取り組みについて検討しています。

今後も、日本語指導員、母語支援員の学校派遣、国際教室担当教員向け研修の実施、教育相談等を通じて、外国につながるのある児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、校内支援体制づくりを推進していくことが必要です。

【日本語指導が必要な児童生徒数】



出典：横須賀市教育委員会支援教育課資料

## 2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業68 | 外国につながるのある児童生徒およびその受け入れを行う学校等への支援<br>(支援教育課)  |
| 概要   | <p>多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させるため、在籍校への就学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う日本語支援ステーションを運営します。</p> <p>また、初期集中指導を受けた児童生徒のフォローアップ体制を構築し、在籍校における学校生活の充実につなげます。</p> <p>そして、児童生徒およびその受け入れを行う学校等への支援の在り方を検討し、可能なものから順次実施・実現します。</p>   |
| 事業69 | 国際教育コーディネーター・ステーションマネージャーの配置<br>(支援教育課)   |
| 概要   | <p>国際教育コーディネーターが外国につながるのある児童生徒の就学時にガイダンス・日本語能力アセスメントを実施し、学校と日本語指導員を対象に支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行います。また、保護者を対象にした教育相談を実施し、外部関係機関へつなぐための支援も行います。</p> <p>ステーションマネージャーは、学校との連絡調整を図り、国際教育コーディネーターのサポートおよび日本語支援ステーションの運営を行います。</p>                |
| 事業70 | 日本語指導員・母語支援員の派遣 (支援教育課)   |
| 概要   | <p>日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に「日本語指導員」を派遣し、基本的な日本語の読み書き等の個別指導等を行い、対象児童生徒が安心して学校生活を送れるように、また、一斉指導の授業に、ある程度の支援があれば参加できる力を身に付けられるように支援します。</p> <p>日本語支援ステーションへの通所が困難な児童生徒への支援として「母語支援員」を在籍校に派遣し、母語による説明、通訳等を行うことで学校生活への適応を支援し、日本語指導員に引き継ぎます。</p> |

## 方針3

# 生涯を通じた学びを支援します

## 柱5 人生100年時代の学び合い

### ■目標指標

|    | 指標  | 基準値  | 目標値<br>(令和11年度) |
|----|---|--|-----------------|
| 14 | 生涯学習センター利用者数※1<br>*「公益財団法人横須賀市生涯学習財団<br>経営状況説明書」基礎データ       | 99,468人<br>(まなびかんまつりを除く、令和4年度から令和6年度までの平均) | 104,000人        |
| 15 | 学習情報提供・学習相談件数※2<br>*「公益財団法人横須賀市生涯学習財団<br>経営状況説明書」基礎データ      | 8,377件<br>(令和4年度から令和6年度までの平均)              | 8,800件          |
| 16 | 市民大学講座受講者アンケートの満足度※3<br>*「公益財団法人横須賀市生涯学習財団<br>経営状況説明書」基礎データ | 78.8%<br>(令和4年度から令和6年度までの平均)               | 80.0%           |
| 17 | Yokosukaまなび情報の講師情報登録件数※4<br>*生涯学習センター「Yokosukaまなび情報」        | 190件<br>(令和4年度から令和6年度までの平均)                | 200件            |

※1 生涯学習センターの有料施設、図書館および情報検索性パソコンの利用者数の合計

※2 生涯学習センターにおける学習相談で提供した学習情報の件数

※3 アンケート回答全体のうち80点以上の評価点を得た回答の割合

※4 市内で学習活動をしているサークルや学習活動を支援する講師などの情報「Yokosukaまなび情報」に講師情報を登録した件数

## 施策15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供

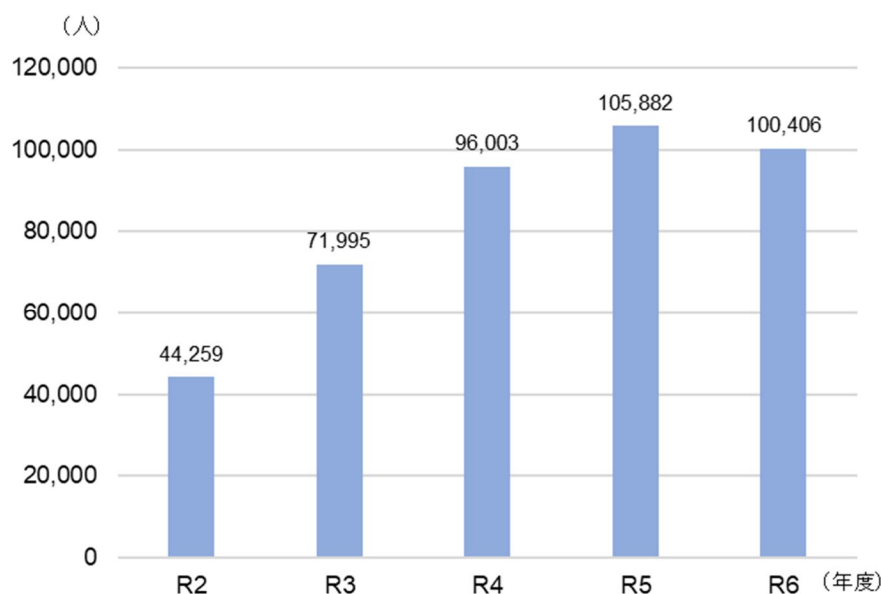
### 1 現状と課題

「人生 100 年時代」と言われる中で、子どもから高齢者までが生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりが求められています。

本市では、生涯学習センターをはじめとする社会教育施設や、身近な地域のコミュニティセンターにおいて、人々のさまざまな学びの要求に対応できるように、個人の要望から社会の要請に応える内容まで、学びの機会を幅広く提供して市民の学習活動を支援しています。

教育委員会だけでなく、市の各部局や地域の教育機関・研究機関等とも連携し、地域での教育力向上も目指しながら、学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び続ける環境を整備することが必要です。

【生涯学習センター利用者数】



出典：横須賀市「生涯学習」

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業71 | 社会教育・生涯学習の調査・計画（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>社会教育行政の充実を図るため、「社会教育委員会議」を開催し、本市社会教育に関する計画や施策等についての意見や助言、提言等を受けるほか、社会教育行政や社会教育関係施設が取り組む事業計画や実績を報告し、社会教育に関する情報交換を行います。</p> <p>また、社会教育施設利用者の声や講座受講者アンケートなどを利用し、市民の生涯学習に関する意識や学習ニーズの調査を進めます。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 事業72 | 生涯学習センターにおける社会教育・生涯学習の推進（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>市民の学習活動を支援するため、本市の生涯学習推進の拠点施設である生涯学習センターにおいて、学びの場の提供、市民大学、文化・生涯学習情報の収集提供、学習相談、学習成果の地域活用を実施し、多様な講座による仲間づくり、学習継続、学習成果の地域への還元等を支援するとともに、横須賀という郷土についての意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学びの場の提供・市民大学           <p>自己の充実や生活向上に関する市民の多様な学習ニーズや解決すべき現代的課題、地域課題などに対応するため、市民大学等の多様な講座、子ども対象のジュニアカレッジなど幅広い世代に向けた講座や大学・研究機関などを活用した講座を実施します。</p> </li> <li>○ 文化・生涯学習の情報収集提供           <p>市民が主体的に学習活動を行えるように、講師、サークル、学習施設、講座・イベントなど、生涯学習や文化に関する情報の収集・提供を充実させます。</p> </li> <li>○ 学習相談           <p>学習上の問題の解決、主体的な学習を継続するにはどうすればよいか、何を学習したらよいかなど、相談者自らが答えを導き出すために学習相談員が助言します。</p> </li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
| 事業73 | 人権教育・啓発の推進（生涯学習課）   |
| 概要   | 人権に関する正しい認識と理解を深め、広く人権意識の高揚を図るため、講演会や講座の充実を図り、人権教育・啓発を推進します。  |
| 事業74 | 学校施設等の開放（生涯学習課）   |
| 概要   | 社会教育の普及、青少年の健全な育成および公共公益活動を行うため、市立学校等の施設を、児童生徒の安全や学校教育に支障のない範囲において地域団体に開放します。   |
| 事業75 | 社会教育施設の連携・職員の資質向上（生涯学習課）  |
| 概要   | 社会教育職員の資質向上を図るため、国・県等主催の各種研修の案内や外部機関との交流等を行います。<br>また、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、コミュニティセンターのネットワークを強化し、連携した事業展開と市民への広報・情報発信に取り組みます。 |



市民大学横須賀の歩んだ昭和



ABCプランA研修会

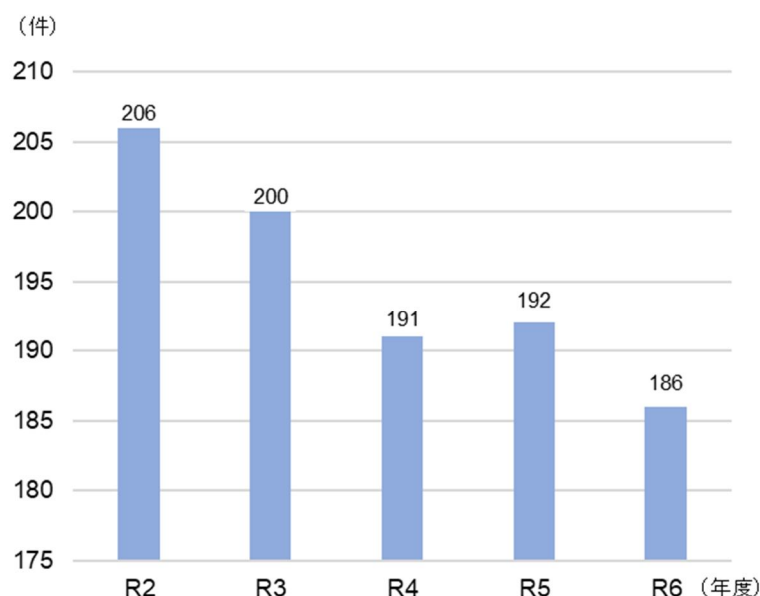
## 施策16 学びの成果を生かせる場の充実

### 1 現状と課題

学びによって得た知識や技能等を、地域に還元することによって、学習者自身の生きがいや励みになり、新たな学習意欲の高まりにもつながります。

人々が、学んだ成果を自らの能力向上に生かすだけでなく、自らが講師となって、学んだ仲間と活動したり、学んだ成果を地域に生かすための場を充実させる必要があります。

【Yokosuka まなび情報の講師情報登録件数】



出典：Yokosuka まなび情報

### 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業76 | 学習成果の地域での活用（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>市民が学んだことを生かし、地域活動へと結び付けていくことを目指した学習機会の提供を行います。学習で身に付けた知識や技術を地域に生かし、自らが講師となって講座の企画運営を行うなど、主体的に活動するために学習相談等による支援や、その活動の継続を推進するためのスキルアップ講座を行います。</p> <p>生涯学習センターやコミュニティセンター等その成果を発揮する場の提供を行い、市民が活躍する生涯学習社会の実現を目指します。</p> |

## 柱6 地域の歴史・文化・自然から得る学び

### ■目標指標

|    | 指標                                | 基準値                                     | 目標値<br>(令和11年度) |
|----|-----------------------------------|---|-----------------|
| 18 | 市立図書館資料の利用件数※1<br>*「横須賀の図書館」      | 1,384,879件                              | 1,425,000件      |
| 19 | 自然・人文博物館来館者数※2<br>*横須賀市博物館報       | 66,149人<br>(令和6年度)                      | 70,000人         |
| 20 | 自然・人文博物館来館者満足度<br>※3<br>*横須賀市博物館報 | 88.5%<br>(令和6年度)                        | 90.0%           |
| 21 | 横須賀美術館展覧会観覧者数※4<br>*横須賀美術館運営評価報告書 | 144,380人<br>(令和4年度から<br>令和6年度までの<br>平均) | 145,000人        |
| 22 | 横須賀美術館企画展満足度※5<br>*横須賀美術館運営評価報告書  | 90.5%<br>(令和6年度)                        | 91.0%           |
| 23 | 教育普及事業参加者の満足度※6<br>*事業報告書         | 97.0%<br>(令和6年度<br>各事業の平均)              | 98.0%           |

※1 紙の本の総貸出冊数および電子書籍の閲覧回数

※2 本館の来館者数

※3 本館の来館者満足度。来館者へのアンケートにより「全体の満足度」「展示物」「解説パネルや展示構成」「施設・設備」の各項目について調査し、集計した「総合」の満足度

※4 基準値は「鈴木敏夫とジブリ展」を除く

※5 来館者へのアンケートにより、「作品」「観覧料」「配置・見やすさ」「解説・順路」「心的充足」「総合」の各項目について調査した、「総合」の満足度

※6 ワークショップや講演会など、教育普及事業の参加者へのアンケートにより、事業の満足度を測定

## 施策17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承

### 1 現状と課題

本市には旧石器時代以降、さまざまな歴史の舞台となった背景があり、三浦半島という地理的特性の中で生まれ、そして受け継がれてきた多種多様な文化遺産・自然遺産があります。

文化財保護法等に基づく指定・登録を受けた文化財だけでも、国・県・市を合わせて137件あり、これらは、本市の魅力をアピールする重要な要素となっています。

一方で、文化財の指定等を受けているか否かにかかわらず、文化遺産・自然遺産の保存と将来への継承は常に大きな課題です。

これら本市の貴重な資産である文化遺産・自然遺産を保存し、将来に継承していくためには、地域の協力が欠かせません。

地域住民が身近にある文化財を知り、郷土を一つのアイデンティティーとして捉えていくことが、地域の振興やまちづくりにもつながっていくと考えます。

文化財の保存と活用という両輪のバランスをしっかりと取りながら、将来へ継承していくことが求められています。

### 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業77 | 近代化遺産の保存・活用（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>本市特有の魅力である近代化遺産を広く市内外にアピールするため、基礎的な調査研究、資料収集を行い、記録を公表し、市内外への周知を図ります。</p> <p>また、その保存と活用について関係機関と協議し、どのような形で後世に伝えることが最善かを検討します。</p>   |
| 事業78 | 史跡東京湾要塞跡の整備と活用推進（生涯学習課）  |
| 概要   | <p>歴史的にも重要な価値を有している史跡東京湾要塞跡を良好な状態で将来に継承するため、各遺跡の遺構修理や整備工事の方法を検討・実施します。</p> <p>また、史跡の魅力を市民のみならず国内外に広く発信し、観光や教育等に幅広く活用していけるよう、関係機関や団体、関係部局と連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 千代ヶ崎砲台跡の公開</li><li>○ 猿島砲台跡の公開・整備</li></ul> |

|      |  |
|------|--|
| 事業79 | 浦賀レンガドックの保存（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>浦賀ドック周辺地をはじめとする再開発に連動し、浦賀レンガドックを将来に継承していくため、歴史的価値の調査・研究を行います。</p> <p>調査・研究に当たっては有識者から指導を受け、市の基幹産業であった造船業の姿を伝える浦賀ドックの調査記録を公開・活用し、本市の新たな魅力のアピールにつなげていきます。</p> |
| 事業80 | 重要文化財の保存管理と公開活用（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>文化財の保護と次世代への継承のため、指定文化財等所有者・管理者と連携・協議します。</p> <p>また、市内に所在する文化財のうち重要なものを指定して、保護・保存を図るとともに、公開・活用を図りながら市民の文化的資質の向上を目指し、将来へ受け継いでいきます。</p>                       |
| 事業81 | 天然記念物の保護と適切な管理（生涯学習課 博物館運営課）   |
| 概要   | <p>本市の豊かな自然を代表する天然記念物を適切に管理するため、所有者や関係機関と連携・協議して保護を図ります。</p> <p>また、市民が体感し、親しみ、学ぶことができる自然遺産として、馬堀自然教育園や天神島臨海自然教育園を活用します。</p>                                    |
| 事業82 | 埋蔵文化財の保護と調査（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地で計画された開発行為については、埋蔵文化財保護の協議を行うとともに、必要な試掘確認調査および本発掘調査を実施し、その結果を文化財速報展や発掘調査報告書により公開します。</p>   |
| 事業83 | 万代会館の整備と活用の検討（生涯学習課）   |
| 概要   | <p>市指定重要文化財である万代会館の保存と活用を図るため、現状では経年による損傷があり利用できない状態となっている建物の維持管理の継続と、利用再開に向けた整備を検討します。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事業84 | 市民団体との協働による文化遺産の活用（生涯学習課）   |
| 概要   | 市内各地の文化遺産の一層の保存・活用を図るため、千代ヶ崎砲台跡活用サポーターの会などの市民団体との連携・協働を強化します。   |
| 事業85 | 学校教育での文化財の活用（生涯学習課）   |
| 概要   | 学校教育での文化財の活用を図るため、文化財整理室の出土品の展示・解説を行うとともに、市内各学校からの要望に応じて発掘調査の出土品やその他実物資料を使った授業、史跡見学などの屋外学習の支援および民俗芸能の体験など、郷土横須賀の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。   |
| 事業86 | 民俗芸能・伝統文化の保護と継承（生涯学習課）  |
| 概要   | <p>市内各地に伝わる伝統的な文化や芸能を次世代へ継承していくために、横須賀市民俗芸能保存協会加盟団体と協調して、指導者と後継者の育成を図るとともに、発表の場として民俗芸能大会ならびに民俗芸能ミニイベントを交互に隔年で開催します。</p> <p>また、指定重要無形文化財・指定重要無形民俗文化財および国選択無形民俗文化財については、映像記録を広く公開し活用していきます。</p> |



千代ヶ崎砲台跡



浦賀の虎踊り

# 施策18 図書館・博物館・美術館における 豊かな学びの推進

## 一 図書館 一

### 1 現状と課題

「いくつになっても育てあうまち」その一端を担うのが図書館です。

本市では「中央図書館」「北図書館」「南図書館」「児童図書館」の4つの図書館とコミュニティセンターの図書室等がネットワークでつながり、全市域にわたって図書館サービスを提供しています。

前期実施計画期間では、大きく変化した社会状況を踏まえて、人を介さずに手続きができるセルフ貸出機の設置や、いつでもどこでも手軽に本を読むことができる電子図書館の開設といった新たなサービスを取り入れ、利便性の向上を図りました。

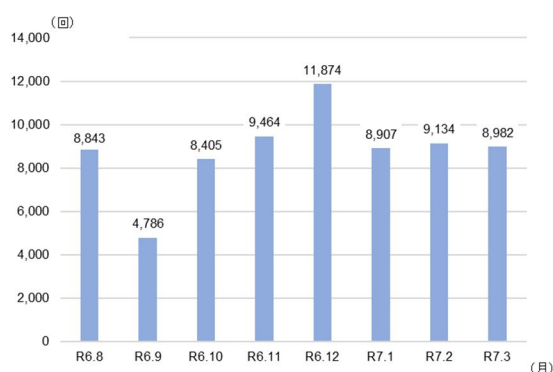
一方で生活スタイルの変化に伴い、最近は読書や図書館に対する人々の意識に変化がみられます。

今後は、図書館の普遍的な役割を踏まえながらも、社会の変化に合わせた運営・サービスのさらなるアップデートが必要です。

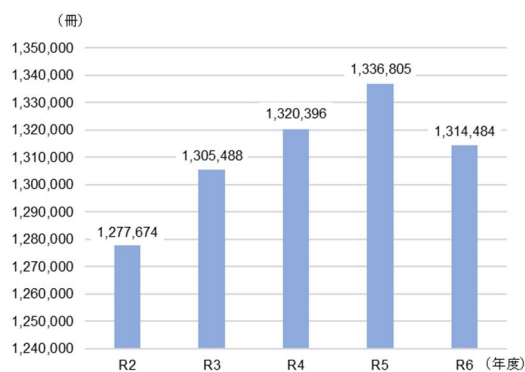
電子図書館の活用等による図書資料へのアクセス性の向上、未来への継承に向けた郷土資料のデジタル化の推進、また、新たな情報や人と出会える場所としての図書館の重要性も再認識されています。

これからの横須賀にはどのような図書館が求められているのか、その在り方を考えながら、一つ一つ実践を重ねていくことが必要です。

【電子図書館閲覧回数】



【市立図書館における総貸出冊数】



出典：横須賀の図書館

## 2 事業

|      |  |
|------|--|
| 事業87 | 図書館資料・郷土資料の収集、保存、提供（中央図書館）   |
| 概要   | <p>市民ニーズに即した資料および地域特性を生かした資料の利用しやすい整理と将来にわたって有益な資料の保存に努めます。</p> <p>また、地域の歴史や文化を継承するため、郷土資料の収集・整理・保存を進めます。所蔵資料（フィルム、絵葉書、古文書、古地図等）はデジタル化を進め、保存と活用の両立を図りながら、広く公開していきます。</p> |
| 事業88 | 図書館サービスの利便性の向上（中央図書館）  |
| 概要   | <p>電子図書館の利用促進を図り、読書の選択肢を増やします。</p> <p>また、図書館に行かなくても利用者登録ができるオンライン登録の導入など、利便性の向上に取り組みます。</p>  |
| 事業89 | 企画展等の充実（中央図書館）   |
| 概要   | <p>図書資料の活用や来館促進のため、季節や社会課題、その時々の特ピックなど、さまざまな切り口で図書の企画展示や映画会等を実施します。</p> <p>また、本が好きな人の輪が広がるような参加型のイベントも開催します。</p>   |
| 事業90 | 北図書館・児童図書館の再整備の検討（中央図書館）   |
| 概要   | <p>追浜駅前の市街地再開発事業と連動して、北図書館の移転・再整備を検討します。また、児童図書館は、室内の子どもの遊び場や若者が気軽に集える空間などとの複合施設化を踏まえてリニューアルを検討します。両館とも、駅前の立地やまちづくりの方向性に合わせて、より多様な人々が集まる図書館を目指します。</p>                   |

|      |   |
|------|---|
| 事業91 | <p>本との出会いをつなぐ取り組み〔乳幼児〕（中央図書館）<br/>※事業25の再掲</p>  |
| 概要   | <p>乳幼児期の段階で、本との幸せな出会いを経験できるように、家庭での読書活動の支援を中心に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブックスタート事業</li> <li>○ ブックリストの配布</li> <li>○ 市立図書館の見学会の開催</li> <li>○ 親子で楽しめる読書関連イベントの開催</li> <li>○ おはなし会（0・1・2歳対象/幼児・小学生対象）の開催</li> </ul> |
| 事業92 | <p>一人一人の多様な読書を応援する取り組み（中央図書館）<br/>※事業27の再掲</p>  |
| 概要   | <p>好き、楽しいという気持ちから読書活動が広がることを目的に、子どもの視点を踏まえた図書サービスや、本が好きな人々の交流の場づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども視点での蔵書や読書関連イベントの開催</li> <li>○ 市立図書館の利便性の向上</li> <li>○ 子どもの読書活動を支える人材の充実</li> </ul>                             |
| 事業93 | <p>誰もが読書ができる環境づくり（中央図書館） ※事業28の再掲</p>   |
| 概要   | <p>誰もが自分に合った方法で本を読むことができる環境づくりに向けて、蔵書の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語の本の充実</li> <li>○ 電子図書館の利用促進</li> <li>○ バリアフリー図書の整備・啓発</li> </ul>  |

## 一 博物館 一

### 1 現状と課題

自然・人文博物館では、リニューアル基本計画に基づき、地域学習の拠点や文化観光の中心となる博物館を目指し、誰もが快適に利用できる博物館となるよう、展示室の全面的な改修およびバリアフリー化を進めるとともに、バックヤード機能を再構築し、収蔵機能の強化を図ります。

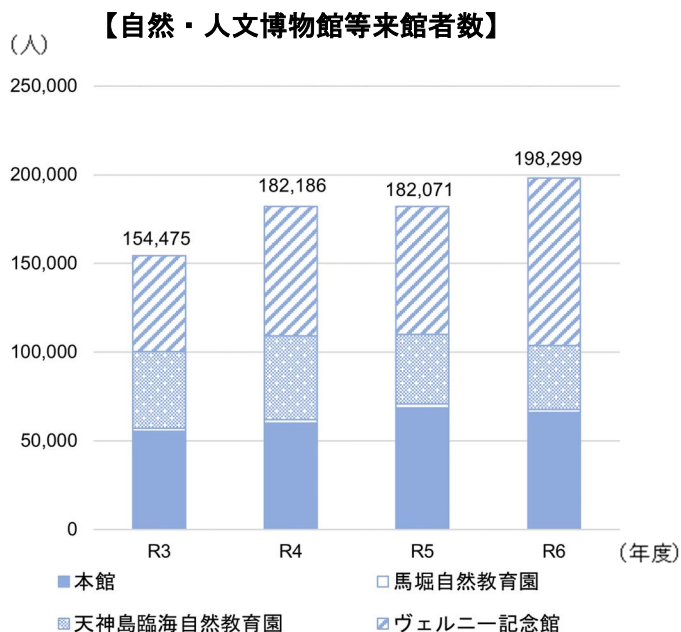
さらに、馬堀自然教育園および天神島臨海自然教育園の附属施設との連携強化を図り、施設のより一層の充実を目指します。

資料の収集などについては、最新資料の収集や調査・研究、歴史・自然誌資料の整理・保管を進め、他機関との連携や比較研究を通じて、横須賀・三浦半島の特色ある歴史と自然に関する専門性を高めます。

また、データベースを活用した展示解説・収蔵資料情報の公開の一層の充実に取り組みます。

学校、市民団体、自治会や商店街などと連携し、環境教育や郷土学習、地域イベントに積極的に取り組むとともに、ホームページやSNS等を活用した親しみやすく分かりやすい情報発信に努め、市民に開かれた博物館の実現を目指します。

今後は、歴史や自然に関する講座や自然観察会、野外学習などを通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代の学びをさらに支援していくことが必要です。



出典：横須賀市博物館報

## 2 事業

|      |   |
|------|---|
| 事業94 | 自然・人文博物館リニューアル事業（博物館運営課）  |
| 概要   | 横須賀市自然・人文博物館リニューアル基本計画に基づき、当館を地域学習の拠点および文化観光の中心として位置付けるとともに、地域学習と文化観光の好循環を生み出す博物館の実現を目指して、リニューアル事業を推進します。   |
| 事業95 | 歴史資料・自然誌資料の収集・保存、調査・研究（博物館運営課）  |
| 概要   | 最新資料の収集や調査・研究を行うとともに、博物館に蓄積された歴史資料・自然誌資料を適切に整理し、保管します。<br>また、横須賀・三浦半島の特徴的な歴史や自然について、収蔵資料の研究や比較調査、他の研究機関との連携を進めることで、地域の核となる博物館としての専門性をさらに高めます。   |
| 事業96 | 展示の充実（博物館運営課）   |
| 概要   | 博物館リニューアル事業に合わせて、常設展示、特別展示、企画展示の充実を図ります。<br>また、馬堀自然教育園および天神島臨海自然教育園といった附属施設についても施設の魅力を高めます。   |
| 事業97 | 教育普及活動の推進と学校・地域との連携（博物館運営課）   |
| 概要   | 生涯学習や生活の向上を目的として、歴史や自然に関する講座や自然観察会、野外学習など、幅広い世代に向けた教育普及活動を行います。<br>また、学校との連携では、教職員との情報共有や学習支援、資料の貸出、学芸員の派遣などを通じて、児童生徒が博物館を身近に感じ、学びを深められるよう支援します。<br>さらに、地域の自治会や商店街、市民団体、市の関係部局とも協力し、環境教育や郷土史研究などへの支援や事業連携を進め、地域に根ざした親しみやすい博物館づくりを推進します。 |

|      |  |
|------|--|
| 事業98 | 情報発信の充実（博物館運営課）  |
| 概要   | ホームページやSNS等を活用し、博物館の教育普及活動について広く市民に情報発信するとともに、親しみやすく分かりやすい情報提供に努めます。 |

|      |  |
|------|--|
| 事業99 | 天然記念物の保護と適切な管理（生涯学習課 博物館運営課）<br>※事業81の再掲   |
| 概要   | 本市の豊かな自然を代表する天然記念物を適切に管理するため、所有者や関係機関と連携・協議して保護を図ります。<br>また、市民が体感し、親しみ、学ぶことができる自然遺産として、馬堀自然教育園や天神島臨海自然教育園を活用します。 |



バックヤードツアー



展示「ナウマンゾウ」

## 一 美術館 一

### 1 現状と課題

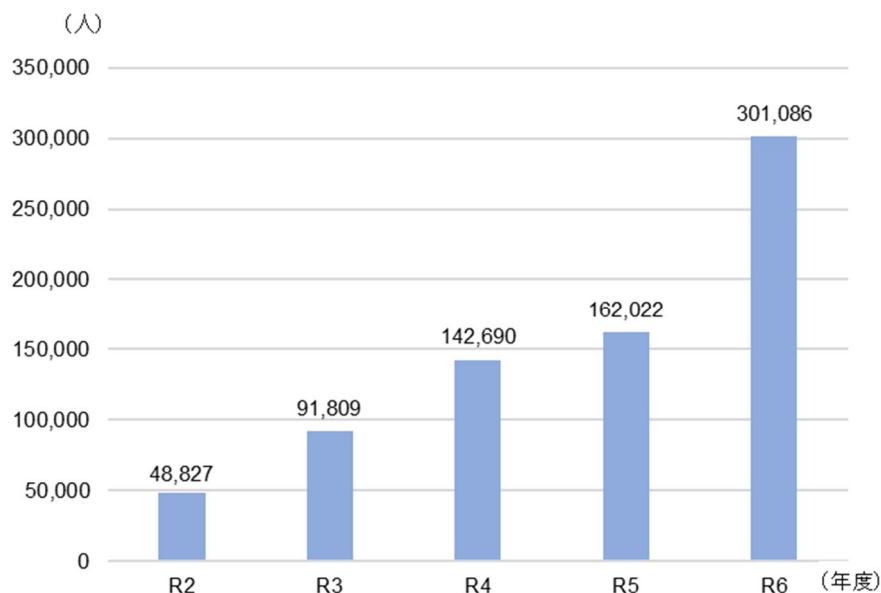
横須賀美術館は、美術への理解を深め、市民に親しまれる美術館を目指し、企画展、所蔵品展の開催により多様な美術の表現に触れる機会を提供するほか、講演会やワークショップ等教育普及活動を多数開催しています。

また、小学校6年生美術鑑賞会や児童生徒造形作品展などを行い、学校との連携を一層深めるとともに、子ども・家族向けの教育普及事業を充実させることにより、子どもたちの美術館教育に寄与しています。

同時に、観音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っている横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられます。

今後も社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関として、政治的中立性、継続性・安定性の確保、学校教育との連携等に留意し、社会教育を適切に実施していく必要があります。

【横須賀美術館展覧会観覧者数】



出典：横須賀美術館運営評価報告書

## 2 事業

|       |   |
|-------|---|
| 事業100 | 展覧会の充実（美術館運営課）  |
| 概要    | <p>多くの人々に優れた美術作品と出会い、親しみ、感動を得る場を提供するため、国内外の近現代美術を中心とした展覧会、多数の所蔵作品や谷内六郎館の紹介、および集客効果の高い企画展など、幅広いジャンルを対象とした展覧会を開催します。</p> <p>また、優れたコレクションやコンテンツを有する他の美術館・民間組織との連携を進め展覧会に生かします。</p>   |
| 事業101 | 知的好奇心を育成し充足させる教育普及活動の推進（美術館運営課）   |
| 概要    | <p>「知的好奇心の育成と充足」を目的とし、美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるワークショップや講演会、学芸員やアーティストによるトークを開催します。</p> <p>また、一層幅広い層が参加できるよう、スマホアプリやSNSを活用した展示紹介などを通じて、新たな教育普及活動に取り組みます。</p>  |
| 事業102 | 福祉活動の充実（美術館運営課）   |
| 概要    | <p>年齢や障害の有無にかかわらず美術と美術館を楽しめるよう、創作や鑑賞を支援する多様なプログラムおよびサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児者および通所作業所利用者等を対象としたワークショップの実施</li> <li>○ 対話鑑賞の実施および特別支援学校、高齢者施設の受け入れ</li> <li>○ 触察教材、音声ガイド、手話通訳等を活用した鑑賞プログラムの提供</li> <li>○ 託児サービスの実施</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 事業103 | 子どもたちへの美術館教育の推進（美術館運営課）   |
| 概要    | <p>子どもたちの創造性を高め、さまざまな人たちとの交流から美術の意味や価値を学ぶ機会を提供します。また、スマホアプリやSNSを活用し、誰もが参加しやすい教育普及活動に取り組むとともに、学校教育に資する、充実した鑑賞体験の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・親子向けのワークショップの実施</li> <li>○ 子ども・親子・家族向けの展示解説および鑑賞プログラムの提供</li> <li>○ 保育園・幼稚園、小中学校の受け入れ</li> <li>○ 小学生美術鑑賞会（小学校6年生）の実施</li> <li>○ 美術館活用推進のための教員向けプログラムの実施と学校における鑑賞活動の支援</li> <li>○ 児童生徒造形作品展の実施</li> </ul> |
| 事業104 | 美術館ボランティア活動の推進と人材の育成・交流（美術館運営課）   |
| 概要    | <p>市民との協働による美術館ボランティア活動を推進し、学習、成長の場を提供します。</p> <p>また、研修等の受け入れや地域連携を進め、人材交流に努めます。</p>  |
| 事業105 | 美術品の収集、保存、活用（美術館運営課）  |
| 概要    | <p>収集方針に基づき、積極的な収集活動を行い、所蔵作品の充実を図ります。「美術品等取得基金」の広報に努め、基金を充実させます。</p> <p>また、所蔵作品のデータベース化を進め、展示、ホームページ、SNS、アプリのポケット学芸員などを通じて広く情報発信を行うほか、所蔵作品の修復などを行い、市民の文化遺産を未来へ伝えます。</p>   |
| 事業106 | 美術作品、普及事業の調査・研究（美術館運営課）   |
| 概要    | <p>日本近現代美術史、地域の美術を中心とした調査・研究を行い、展示に生かします。また教育普及活動に関して最新事業を調査し、ノウハウを蓄積し、事業に反映させて質の向上を図ります。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 事業107 | 図書資料の収集と公開（美術館運営課）  |
| 概要    | 所蔵作品に関連する書籍・展覧会図録を中心に、美術全集や絵本等を含む美術関連の多様な図書資料を収集し、公開します。<br>また、約2万冊からなる匠文庫（美術評論家・匠秀夫氏旧蔵資料）を良好な状態で保存し、公開します。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業108 | 「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進（美術館運営課）   |
| 概要    | 地域の人々や他部局、異業種との連携を強め、「市民に親しまれ、利用される美術館」を目指した活動を行います。<br>また、ウェブサイトやSNSを活用し、市民や横須賀を訪れる人々に積極的な情報発信を行います。 |



小学生美術鑑賞会



美術館ワークショップ「みんなのアトリエ」

## 方針4

持続可能で魅力ある教育環境を  
整えます

## 柱7 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

### ■目標指標

|    | 指標   | 基準値              | 目標値<br>(令和11年度) |
|----|--|------------------|-----------------|
| 24 | 学校運営協議会の議論が学校・地域の取り組みにつながったとする肯定的な回答の割合※1<br>*学校運営協議会委員アンケート | 85.6%<br>(令和6年度) | 基準値を上回る         |

※1 「協議会で議論したことによって、学校や地域の具体的な取り組みにつながる可能性があるか。」の問いに対し肯定的な回答の割合

## 施策19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

### 1 現状と課題

予測困難な時代を生きる子どもたちのために、学校、保護者、地域社会が連携・協働し、一体となって教育力の向上を図ることが重要です。

本市では、令和4年度に市内全ての学校に設置した「学校運営協議会」がその中心的な役割を果たし、保護者および地域住民と学校が目指す子ども像や学校像を共有し、児童生徒の健全育成に取り組んでいます。

今後は、学校の応援団としての、学校運営協議会の活性化と学校と地域との協働を一層推進するため、地域との窓口となる人材を確保し、協議会委員としても参画する仕組みづくりを行うとともに、各学校・地域におけるより発展的な協働に係るモデルづくりやその成果の発信・共有等を行います。

### 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業109 | 学校運営協議会の活動の推進（教育指導課）   |
| 概要    | <p>学校運営協議会の活性化を一層進めていくため、地域との窓口となる地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を委嘱し、学校運営協議会委員としての役割も担う仕組みづくりや、発展的な協働モデル、成果の発信・共有等を通じて、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図ります。</p>   |
| 事業110 | キャリア教育の推進（教育指導課）   |
| 概要    | <p>児童生徒一人一人に、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する「キャリア教育」を、学校、地域、校種間で連携して推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横須賀商工会議所と連携した体験型教育支援プログラムや職場体験の実施</li> <li>○ キャリア・パスポートの活用</li> </ul> |
| 事業111 | 家庭教育の推進（生涯学習課）   |
| 概要    | <p>家庭の教育力向上を図るため、市PTA協議会に家庭教育講演会の実施を委託する等、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭教育講演会等の実施</li> <li>○ PTA活動への財政的支援</li> </ul>  |

## 施策20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

### 1 現状と課題

近年の少子化は教育現場にも深刻な影響を与えています。特に学校単位での部活動の運営は困難を極めており、生徒数の減少により、特定の部活動で十分な人数が集まらないなどの課題が生じ、活動継続が危ぶまれています。

また、特に休日における部活動の指導は、教員の大きな負担となっています。子どもたちの多様な活動機会を保障するとともに、教員の負担軽減を図り、健全な環境で教育に専念できる体制を整えていくことが求められています。

今後は、部活動の在り方を見直し、国が推進する部活動の地域展開につなげていく必要があります。

### 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業112 | 外部指導者の配置拡充（教育指導課 保健体育課）  |
| 概要    | 教員に代わり部活動顧問の役割を担うことができる部活動指導員や、顧問教員と連携しながら技術指導のサポートを行う部活動技術指導者の配置を拡充します。   |
| 事業113 | 部活動地域展開モデル事業（教育指導課 保健体育課）  |
| 概要    | 部活動の地域展開を見据えたモデル事業を実施し、学校と地域指導者の連携体制の構築を図ります。  |
| 事業114 | 部活動地域展開の実現に向けた検討の推進<br>（教育指導課 保健体育課）   |
| 概要    | 市長部局と連携し、部活動の地域展開を「まちづくり施策」として考え、本市独自の生涯文化・スポーツ活動の体制づくりを進めます。<br>また、休日の合同部活動導入など学校ごとの部活動を見直し、教員の負担軽減と少子化時代の充実した活動の両立を図ります。 |

## 柱 8 安全・安心な教育環境づくり

### ■ 目標指標

|    | 指標  | 基準値              | 目標値<br>(令和11年度) |
|----|---|------------------|-----------------|
| 25 | 市立学校給食室空調整備<br>(小・ろう・養)<br>* 学校管理課資料      | 20校<br>(令和7年度)   | 46校             |
| 26 | 市立学校体育館空調整備<br>(小・中・高・ろう) ※1<br>* 学校管理課資料 | 1校<br>(令和7年度)    | 70校             |
| 27 | 市立学校トイレ洋式化(小・中)<br>※2<br>* 学校管理課資料        | 75.0%<br>(令和7年度) | 90.0%           |

※1 養護学校設置済

※2 使用頻度の高いトイレの洋式化

## 施策21 児童生徒等の安全・安心の確保

### 1 現状と課題

昨今、さまざまな自然災害が発生しており、今後も気象災害の激甚化や大地震等の大規模災害の発生が懸念されています。

東日本大震災の津波被害に関する訴訟における判例を踏まえ、各学校における災害対策の強化および実践的な防災教育の実施が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、これまで実践的な防災教育の実施に重点を置いて取り組むことで、学校防災に関する活動を充実させ、児童生徒に求められる資質・能力の育成を目指してきました。

一方、各学校の防災等に関するマニュアルなどを精査すると、前年度の防災計画をそのまま踏襲していたり、学校の立地や児童生徒の実態、前回実施後の反省を十分反映しないまま防災訓練を実施していたりなど、十分考慮されていない実態も見受けられます。

今後は、教科等の学習とも関連させながら、より横断的な防災教育を推進することが求められます。

さらに、学校ではさまざまな場面で事故が発生する可能性があります。そのため、事故の発生を未然に防ぐとともに、管理下で起きた事故に対して適切に対応する必要があります。

不慮の事故に備え、教職員への研修を充実させるとともに、市立学校に配備しているAED（自動体外式除細動器）の適切な管理などにより、事故発生時に迅速に対応できる体制・環境を整える必要があります。

## 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業115 | 通学路の交通安全確保（教育指導課）  |
| 概要    | 通学路の交通安全の確保のため、市立小学校から報告を受けた危険箇所等について、道路管理者、警察署などの関係機関との連携や協力を図り、合同点検などを実施します。   |
| 事業116 | 防災教育の推進（教育指導課）   |
| 概要    | 各学校の立地や地域特性を考慮し、防災・防犯対策を強化するため、外部専門機関からの助言を受けて、危機管理マニュアル（防災・防犯マニュアル）の作成・見直しや実践的な防災教育の充実、学校・家庭・地域が連携した学校防災に係る活動の推進を図り、防災を含む安全に関する教育の充実を図ります。  |
| 事業117 | 学校事故等緊急時の体制づくり（保健体育課）  |
| 概要    | <p>学校管理下における不慮の事故などへの初期対応を適切に行うため、教職員を対象とした応急手当普及員講習会や心肺蘇生法実技研修講座、アナフィラキシー対応研修を実施します。</p> <p>また、市立学校に配備しているAED（自動体外式除細動器）を適切に管理します。</p>  |
| 事業118 | 熱中症予防対策の推進（保健体育課）  |
| 概要    | 児童生徒の熱中症による健康被害を防ぐため、「横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン」を策定・運用するとともに「熱中症予防対策システム」を配備し、熱中症予防対策を推進します。  |
| 事業119 | <b>学校における教職員の性暴力等防止・早期対応体制の強化</b><br><b>（教職員課）</b>   |
| 概要    | <p>児童生徒の安全・安心を最優先に、教職員による性暴力等（性被害・性加害・セクシュアルハラスメント等）の未然防止と早期把握、迅速かつ適切な初期対応を行う体制を整備します。</p> <p>具体的には、服務規律・ガイドラインの明確化、研修の体系化、相談・通報窓口の周知と運用、事案発生時の対応手順（関係機関・外部専門家との連携を含む）の整備を進め、再発防止まで一貫した支援・対応を行います。</p> |

## 施策22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備

### 1 現状と課題

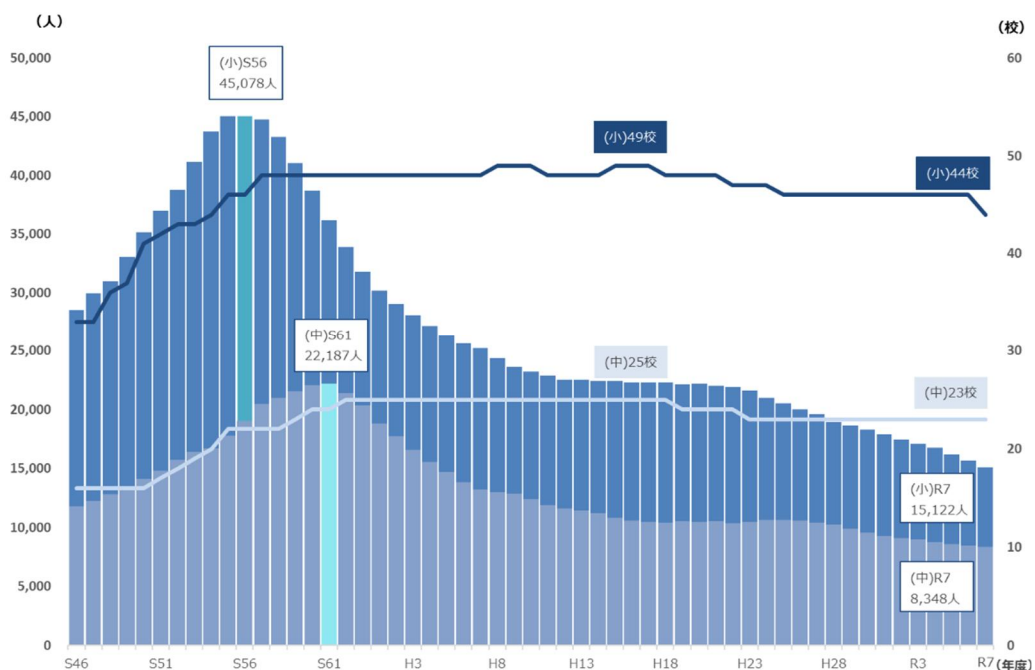
市立小・中学校の児童生徒数は、昭和56年(1981年)の児童数ピーク時、昭和61年(1986年)の生徒数ピーク時と比較して約6割減少しており、今後も減少が見込まれます。児童生徒数が減少しているにもかかわらず、学校数はほとんど変化がないため、多くの学校で小規模校化が進んでいます。

また、学校施設の老朽化が進んでいることに加え、施設や敷地の一部が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている学校もあります。レッドゾーンに指定された施設もしくは敷地を有する学校は、工事に係るコストの増加や安全面への配慮などにより、学校施設の建て替えが困難な場合もあります。

これらの教育環境に関する課題を解決するため、令和7年度に改定した「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」に基づき、小規模校の課題だけでなく、施設や学校配置の課題なども含めて、教育環境整備の検討を進めていく必要があります。

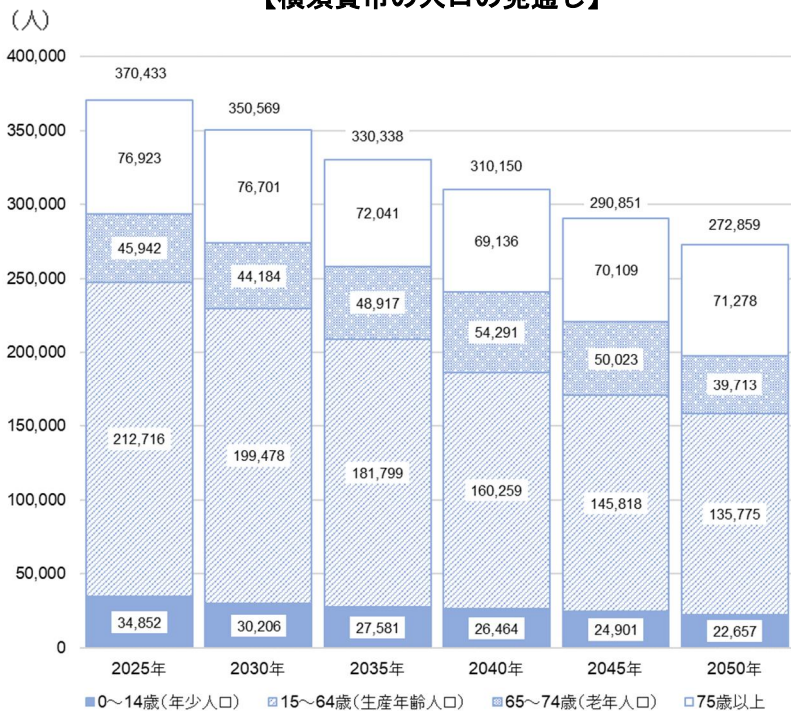
さらに、少子化により、中学校の部活動の存続が難しくなっている中で、これからも、文化・スポーツ活動を続けられるよう、地域全体で子どもたちの活動を支えていく仕組みづくりが求められています。

【市立小中学校の児童生徒数と学校数】



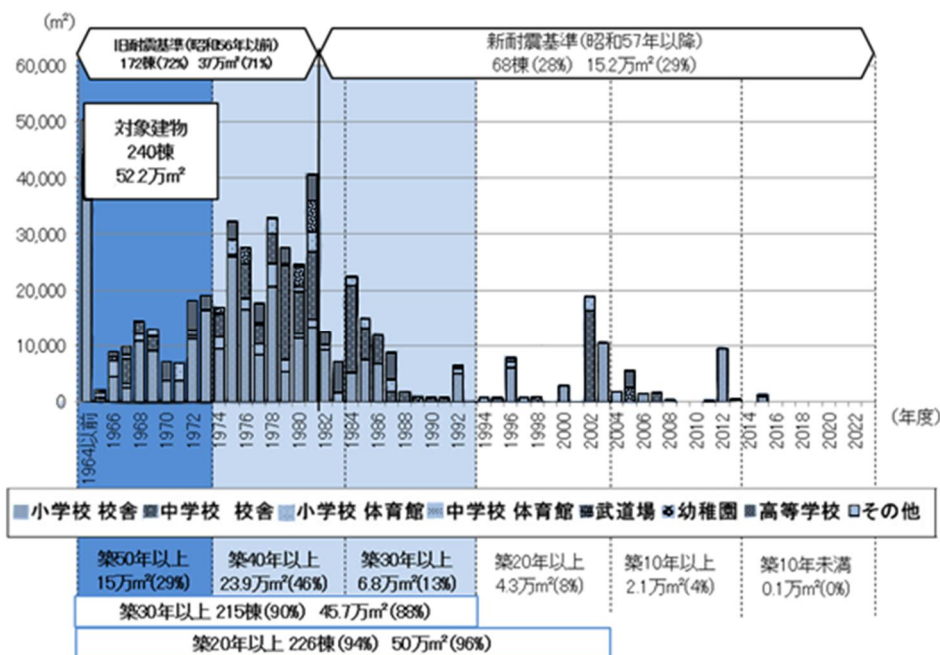
出典：横須賀市教育委員会教育政策課資料

### 【横須賀市の人口の見通し】



出典：横須賀市教育委員会教育政策課資料

### 【学校施設の築年別状況】



出典：横須賀市学校施設の長寿命化計画

## 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業120 | 教育環境の整備推進（教育環境整備課）   |
| 概要    | 児童生徒数の減少に伴う学校規模の小規模化や、施設の老朽化などの施設の課題の解消のため、「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」に基づき、検討対象地域について、保護者、関係団体の代表者、学校関係者などによる地域別協議会を設置し、より良い教育環境について意見聴取を行い、教育環境の整備を進めます。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業121 | 部活動地域展開モデル事業（教育指導課 保健体育課）<br>※事業113の再掲        |
| 概要    | 部活動の地域展開を見据えたモデル事業を実施し、学校と地域指導者の連携体制の構築を図ります。 |

|       |  |
|-------|--|
| 事業122 | 部活動地域展開の実現に向けた検討の推進<br>（教育指導課 保健体育課）※事業114の再掲  |
| 概要    | 市長部局と連携し、部活動の地域展開を「まちづくり施策」として考え、本市独自の生涯文化・スポーツ活動の体制づくりを進めます。<br>また、休日の合同部活動導入など学校ごとの部活動を見直し、教員の負担軽減と少子化時代の充実した活動の両立を図ります。 |

### ～ 横須賀市立小・中学校教育環境整備計画 ～

急激な人口減少が見込まれる本市において、目指す教育の姿「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」と誇れる人づくりの実現に向け、教育環境を整備するための計画です。

令和8年（2026年）3月に改定した「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する基本方針」に基づく計画であるとともに、「横須賀市学校施設の長寿命化計画」や本市の公共施設のうち建物に関する将来の在り方等について定める「横須賀市FM戦略プラン」と整合を図りながら取り組みを進めていきます。

### ～ 横須賀市学校施設の長寿命化計画 ～

児童生徒の増加を背景に昭和 50 年（1975 年）代に集中して建設された本市の学校施設について、長寿命化に向けた計画的な維持・保全に関する方針を定め、効率的で安全な施設運営を行うための計画です。

計画では、目標耐用年数を定め、予算の平準化および中長期的な維持管理等に係るコストの縮減を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することとしています。

## 施策23 安全・安心に過ごせる環境づくり

### 1 現状と課題

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難場所にもなることから、安全性の確保は極めて重要です。

特に、近年の気温の上昇により、初夏から秋にかけての体育館における授業や行事については、熱中症のリスクが高い状況にあり、早期に空調設備を整備する必要があります。

学校施設の整備・改修を計画的に推進し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、災害時の避難所機能の強化を図ることが求められています。

### 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業123 | 市立学校体育館空調整備（小・中・高・ろう）（学校管理課）   |
| 概要    | 児童生徒の暑さ対策および避難所機能を強化するため、市立学校の体育館に空調を整備します。<br>整備に当たっては、災害時の停電等のエネルギー供給の寸断にも対応できるようにします。 |
| 事業124 | 市立学校給食室空調整備（小・ろう・養）（学校管理課）   |
| 概要    | 市立学校給食調理員の暑さ対策等労働環境改善のため、給食調理室に空調を整備します。   |
| 事業125 | 市立学校トイレ洋式化（小・中）（学校管理課）   |
| 概要    | 児童生徒が安心して快適に過ごせるように、市立小中学校のトイレの洋式化を進めます。   |
| 事業126 | 市立学校樹木の安全管理（学校管理課）   |
| 概要    | 倒木・落枝による事故を未然に防ぐため、市立学校の危険樹木の伐採等を実施します。  |

## 施策24 保護者負担の軽減

### 1 現状と課題

食品や日用品等の物価の高騰が生活に大きな影響を及ぼしている状況が続いています。

児童生徒が、安心して健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者の経済的負担の軽減につながる取り組みを、さらに推進する必要があります。

### 2 事業

|       |  |
|-------|--|
| 事業127 | 給食費の支援（学校食育課）  |
| 概要    | <p>保護者の負担軽減を図るため、令和8年度市立学校へ通学する児童生徒に、給食費の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学生<br/>本市の給食費と国からの助成額の差額を市が負担し、給食費を無償とします。</li> <li>○ 中学生<br/>物価高騰による給食費値上げ分を引き続き市が負担します。</li> </ul> |
| 事業128 | 遠距離通学に対する定期券代全額助成（教育環境整備課）   |
| 概要    | <p>遠距離通学となる地域から通学する児童生徒を対象に、公共交通機関の定期券代を全額助成し、児童生徒の安全な通学の確保と、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>  |

## 施策25 経済的理由に左右されない学びの機会均等

### 1 現状と課題

市立小中学校の児童生徒の保護者が経済的な理由で就学させることが困難な場合には、学用品費、修学旅行費、給食費などの支援を行っています。

高校生に対しては、経済的に就学が困難な場合に、学資の支援として在學生を対象として修学支援金を、入学予定者に対しては入学支援金を支給し、経済的な理由で進学を諦めることがないよう支援し、教育の機会均等を図っています。

今後も継続して必要な世帯に必要な支援を行っていくための制度運営を図っていくことが必要です。

### 2 事業

|       |   |
|-------|---|
| 事業129 | 就学の援助（支援教育課 保健体育課 学校食育課）  |
| 概要    | 小中学生の学びの機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、小中学校入学に係る準備金、修学旅行費、給食費などの就学援助費を支給するとともに、医療費などを援助します。 |
| 事業130 | 奨学支援金の支給（支援教育課）   |
| 概要    | 修学機会の均等を図るため、経済的理由により高等学校等に進学または修学が困難な生徒に対し、修学支援金、入学支援金を支給します。                                      |

## 柱 9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進

### ■目標指標

| 指標 |   | 基準値              | 目標値<br>(令和11年度)                 |
|----|---|------------------|---------------------------------|
| 28 | 1か月の時間外在校等時間が月45時間超の教員の割合<br>* 教員の働き方改革にかかる状況調査<br>(神奈川県) | 28.2%<br>(令和6年度) | 0.0%                            |
| 29 | 基本研修を受講した教員による研修に対する評価(最高値4.0) ※1<br>* 研修受講者振り返り          | 3.72<br>(令和6年度)  | 令和8年度から令和11年度までの4年間の平均が、基準値を上回る |
| 30 | 選択研修を受講した教員による研修に対する評価(最高値4.0) ※2<br>* 研修受講者振り返り          | 3.73<br>(令和6年度)  | 令和8年度から令和11年度までの4年間の平均が、基準値を上回る |
| 31 | 基本研修受講者に対してのOJTに関するアンケート結果(最高値4.0)<br>* 基本研修受講者へのアンケート    | 3.10<br>(令和7年度)  | 令和8年度から令和11年度までの4年間の平均が、基準値を上回る |

- ※1 基本研修：経験年数に応じた教職員が必ず受講する研修  
対象：初任者・1年経験者・2年経験者・5年経験者・中堅教諭（9年～11年経験者）・20年経験者
- ※2 選択研修：教職員が自主的に受講する研修

## 施策26 教職員の資質・能力の向上

### 1 現状と課題

複雑かつ多様化する教育的ニーズへの対応や、教職員のメンタルヘルス等は、本市においても重要な課題です。そのような課題に対応するためには、校内外において教職員の研修・研究を充実させていくことが不可欠です。

本市では、授業づくり、支援教育、セルフマネジメント等、さまざまな教育課題に対応した研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図っています。

また、常に変化する教育課題に対応するため、各学校および研究会の研究を支援するとともに、教育情報の発信を大切にしています。

今後も教職員の資質・能力の向上のため、研修、研究、情報発信をより充実させていくことが必要です。

### 2 事業

|       |   |
|-------|---|
| 事業131 | 学校および研究会の研究に対する支援（教育指導課）                                |
| 概要    | 学校および研究会の主体的な研究を助成し、研究を通じて、教員一人一人の資質や指導力を向上させることを目指します。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業132 | 教職員等の研修（教育研究所）  |
| 概要    | <p>教員育成指標に基づき、人材を育成する教職員研修の仕組みと内容を構築し、校内OJTの促進や校外研修の充実を図ります。</p> <p>また、学校長の依頼に応じて、指導主事が学校を訪問し、校内研修が活性化するための研修、個々の教職員に対する研修など、指導・助言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 基本研修（経験に応じた研修）の実施</li><li>○ 職能研修（職に応じた研修）の実施</li><li>○ 自己研鑽のための選択研修（教科領域・指導力向上・支援教育・ニーズや教育課題等の研修）の実施</li><li>○ OJTの推進</li><li>○ 校内研修への協力・相談</li><li>○ サポート研修の実施</li><li>○ よこすか教師塾の実施</li></ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 事業133 | 教育に関する資料・情報提供（教育研究所）  |
| 概要    | 教員の教育に対する知識を広げ、授業づくりや学校教育の質の向上を図ることを目的に、教育資料および情報の収集、提供に努めます。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業134 | 理科教育研修等の充実（教育研究所）   |
| 概要    | <p>理科教育に関する指導方法の改善と向上を図ることを目的に、教育研究所理科実験室を活用し、教員への研修や情報の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理科基礎技術研修講座の実施</li> <li>○ 科学教養研修講座の実施</li> </ul> |



初任者研修（フィールドワーク）の様子



初任者研修・中堅教諭等資質向上研修・拠点校指導  
教員研修合同（グループ代表授業研究）の様子

## 施策27 教職員の働き方改革の推進

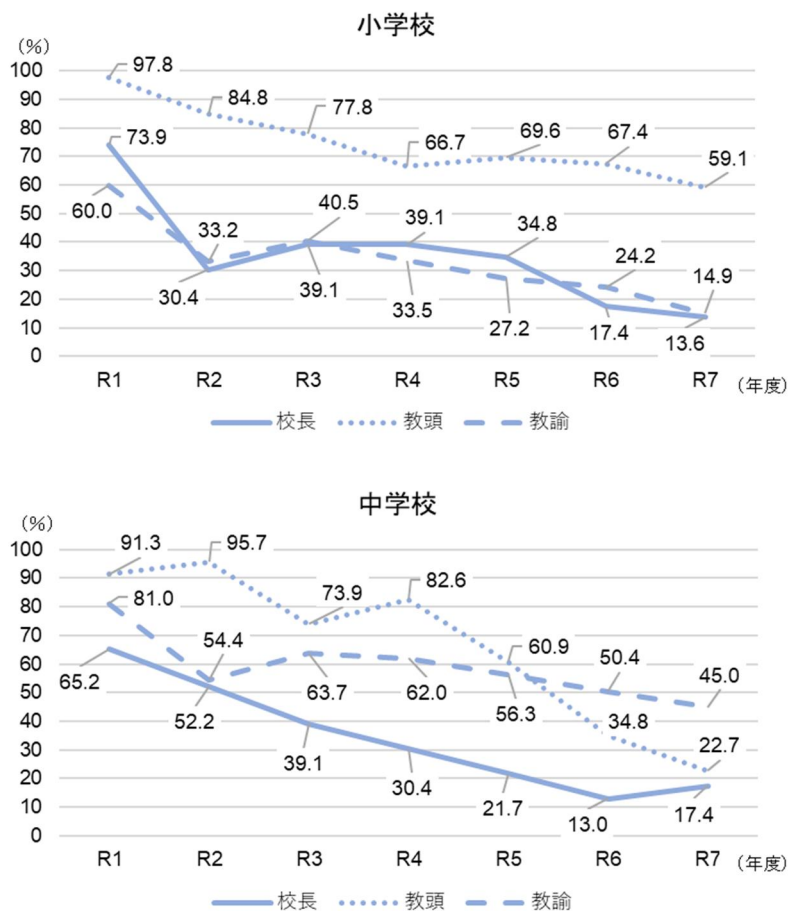
### 1 現状と課題

社会の変化に伴い、学校の役割は複雑となり、教職員の役割も拡大・多様化し、業務負担の増大につながっています。

本市では、各学校の実態に即した取り組みを進めるとともに、業務改善に関するさまざまな支援を実施してきましたが、一定の改善はみられるものの、抜本的な改善には至っていません。

このような状況を踏まえ、全ての子どもたちへの、より良い教育の実現に向けて、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちに全力で向き合うことができるようにするために、教職員の勤務状況の改善を図り、時間外在校等時間の縮減とともに、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した取り組みを推進していく必要があります。

【時間外在校等時間が45時間を超えた教職員の割合（毎年度11月）】



出典：横須賀市教育委員会教育政策課資料

## 2 事業

|       |   |
|-------|---|
| 事業135 | 教職員の働き方改革の推進（教育政策課）   |
| 概要    | <p>学校と教育委員会が一体となって、働き方改革に取り組み、時間外在校等時間の縮減および教職員の働きがい・ウェルビーイングの向上を目指した取り組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の働き方改革推進会議の開催</li> <li>○ 自動採点サービス・生成AIサービスの活用</li> </ul> |

|       |  |
|-------|--|
| 事業136 | 校務支援システムの更改（教育研究所（教育情報担当））<br>※事業64の一部再掲   |
| 概要    | <p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、効率的な次世代校務支援システムに更改し、児童生徒の情報を一元把握できるダッシュボード機能を導入します。</p> <p>また、さまざまな働き方に対応するため、場所を問わず利用できるロケーションフリーな運用とし、併せて所要のセキュリティ強化を図ります。</p> <p>さらに、心理状況を天気で表す心の健康観察ツールを導入することにより、児童生徒が自分の気持ちを表し、その記録をもとに教員が児童生徒の心理状況の変化を継続的に把握することで、適時適切な支援につなげます。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 事業137 | 電子黒板の導入拡大（教育研究所（教育情報担当））※事業15の再掲              |
| 概要    | <p>授業の質の向上や授業準備の効率化を図るため、市立学校に電子黒板を導入します。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 事業138 | 教員用パソコンの更改（教育研究所（教育情報担当））<br>※事業16の再掲   |
| 概要    | <p>児童生徒が教員と十分に関わりながら学べるようにするため、サポートが終了する教員用パソコン約1,800台分について、校務だけでなく授業等でも活用できるように軽量型・タッチパネル搭載型のパソコンに更改し、授業準備の効率化を図ります。</p> |

|       |  |
|-------|--|
| 事業139 | 学校運営の支援（支援教育課）   |
| 概要    | 「学校経営支援員」を配置し、学校運営に係る諸問題の解決に向けて学校長等の相談を受けたり、委託弁護士による学校法律相談を実施するなどにより、適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにします。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業140 | メンタルヘルスチェックの実施（教職員課）  |
| 概要    | 教職員自身が抱えているストレスへの気付きを促し、その対処への支援や職場環境の改善につなげ、教育に対する情熱を欠かすことなく、子どもと向き合える健全な精神を保持できるようにします。 |

|       |   |
|-------|---|
| 事業141 | 一人一人の状況に応じた適切な支援のためのツールの導入<br>(支援教育課) ※事業48の一部再掲              |
| 概要    | 特別支援学級等の一人一人の状況に応じた適切な支援につなげるために、個別指導計画の作成ツールを導入し、支援の充実を図ります。 |

### ～ 教職員の働き方改革の方針 ～

教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員一人一人が日々の生活の質を高め、人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行することで、質の高い教育活動を実現することを目的とした方針です。

規則に基づく教職員の時間外在校等時間の減少や、タイムマネジメントとワーク・ライフ・バランスへの意識向上に向けた取り組みを定め、教職員の働き方改革を推進することとしています。

## 第4章

# 計画の推進に当たって留意すること



## 1 世界的動向への対応、SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

2025年11月にOECDから発行された「Education for human flourishing」等でも指摘されているように、激動する国際情勢、予見が困難なテクノロジーの進展、益々の複雑化・深刻化の側面を持つ社会課題といった世界的な変化の中で、今後の教育の在り方についても、多様な側面における果敢な変化・適応が求められ続けられると同時に、その持続可能性を高める動きが重要になります。

持続可能性等に係る世界的な目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）の達成に向けては、政府が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」（2016年12月）において地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。

横須賀市教育振興基本計画の目指す教育の姿「あなたが好き 私が好き 横須賀が好きと誇れる人づくり」が大切にしている「他者理解・多様性・協働性」「自己肯定・自立・自律・主体性」「郷土理解・地域の人や暮らしの中のつながり」は、SDGsの基本的理念と多くの部分で重なり合っており、計画の推進に当たっては、SDGsとの関係性を意識した教育活動を展開していきます。

## 2 客観的な根拠を重視した教育政策の推進（PDCAサイクルの確立）

教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く市民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めます。

教育振興基本計画・実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会において毎年点検・評価を行います。点検・評価報告書で掲げる課題や改善策について、学識経験者の意見等を踏まえ、教育振興基本計画の進行管理や次年度以降の事業実施に生かします。

なお、報告書の作成段階から教育委員の意見を反映させるため、特に課題となる事業等について教育委員による点検・評価（意見交換）を会議形式により実施します。

点検・評価報告書は市議会に提出するとともに、市民に公表いたします。



# 資料編

## 1 関係法令

### ○教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(3項以下略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(各号略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

(3項以下略)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする

## 2 用語解説

### あ行

| 用語                | 解説   | 頁        |
|-------------------|--|----------|
| I C T             | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやネットワーク等を活用して、情報の生成・保存・共有などを行うための技術。  | 15<br>18 |
| アクティブ・チャイルド・プログラム | 子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせるよう、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。<br>公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）が開発し、普及を推進している。                                     | 25       |
| アナフィラキシー          | 皮膚・呼吸器・消化器・循環器・神経など、複数の臓器に現れる全身性かつ重度なアレルギー反応のこと。原因となる物質の摂取、皮膚への接触などにより引き起こされる。   | 70       |
| 委託弁護士             | 法律相談業務を委託している弁護士のこと。学校長等から学校に関わる法律問題やその対応について相談を受け、適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにする。  | 83       |
| 医療的ケア             | 学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医行為のこと。日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である主に 18 歳未満の児童を「医療的ケア児」という。                                | 37       |
| 院内学級              | 入院・療養している子どもに学習の場を保障することを目的として、病院内に設置される学級のこと。担当の教員が病院に出向いて、子どもの体調に配慮しながら学習指導を行う。  | 37       |
| ウェルビーイング          | 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。<br>多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。 | 2<br>82  |
| 浦賀レンガドック          | 明治 32 年（1899 年）に竣工した希少な煉瓦造のドック。近代の重工業が発展した姿を示す近代化遺産である。  | 53       |
| A I 英語学習アプリ       | 実際のコミュニケーションやプレゼンテーション等に役立つ知識技能や経験を生成 A I を通じて得るためのクラウド上のコンテンツ。児童生徒は 1 人 1 台端末等を通じて、学習スタイル、到達目標または学習環境に合わせて利活用することが可能である。                        | 16<br>18 |

|         |   |          |
|---------|---|----------|
| A L T   | Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手。                  | 18       |
| S D G s | 「Sustainable Development Goals」の略。2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な17の目標が設定されている。 | 84       |
| O J T   | On the Job Trainingの略。学校内で実務を通して行う人材育成のこと。  | 78<br>79 |

## か行

| 用 語        | 解 説  | 頁             |
|------------|--|---------------|
| 介助員        | 児童生徒の状況により、教育活動を安全かつ円滑に実施するために配置する支援員のこと。主に、児童生徒の日常生活上の必要な支援、校内外の移動や活動の介助、危険防止のための安全確保等を学校長の指揮監督のもとで行う。本市では、「特別支援学級介助員」、「教育支援臨時介助員」、「泊を伴う学校行事の介助員」を配置している。 | 36            |
| 学習支援員      | 個別の学習支援や少人数での補習などを行う教員免許を有する会計年度任用職員。  | 10            |
| 学習指導要領     | どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。それぞれの教科等の大まかな教育内容を定めている。   | 5<br>11<br>14 |
| 学校運営協議会    | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく機関。地域、保護者、有識者等が参画し、学校と目標を共有して学校運営や必要な支援に関し協議する。平成29年（2017年）から設置が努力義務化され、全国で設置が進んでいる。  | 65<br>66      |
| 学校経営支援員    | 学校長の要請に応じて学校を訪問し、必要に応じて、警察等との連携についての支援、学校と保護者等の面談に対する助言、緊急支援の必要な学校への短期集中の支援や巡回相談を行い、学校運営を支援する職員のこと。  | 83            |
| 学校スーパーバイザー | 臨床心理に関する専門的な知識を持ち、小中学校の登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や指導を行う職員のこと。学校に対して、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が発生した際の緊急支援を行う。   | 32<br>41      |

|                   |  |                |
|-------------------|--|----------------|
| 合唱と管弦楽のための組曲『横須賀』 | 本市が「文化の元年」を宣言した市制 75 周年に当たる昭和 57 年（1982 年）に、作詞を児童劇作家であり詩人としても高名であった故栗原一登氏が、作曲を本市市民で世界的な作曲家であった故團伊玖磨氏が担当して制作した。郷土横須賀の現在、過去、輝かしい未来を雄大に歌い上げる壮大なスケールの組曲。             | 18             |
| カリキュラム            | 学校教育の目的や目標を達成するために、児童生徒の心身の発達の段階や特性、地域の実態等を考慮して、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立て編成したもの。教育課程ともいう。  | 11<br>14       |
| G I G A スクール構想    | 多様な子どもを誰一人取り残すことなく、子ども一人一人に公正に個別最適化された学びの実現のため、令和元年（2019 年）12 月に国が提唱した構想。具体的には 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもの資質・能力が確実に育成できる教育 I C T 環境を実現することなどが盛り込まれている。 | 15             |
| キャリア教育            | 児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で人と関わり自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基礎的汎用的能力を育てるための教育のことで、学校教育全体を通じて取り組む。「職場体験」はキャリア教育の具体の一例である。                                       | 19<br>66       |
| キャリア・パスポート        | 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、その過程や成果を後に振り返ることができるよう、児童生徒自身が作成した記録を蓄積し、ファイリングした教材。  | 66             |
| 教育課程研究会           | 学習指導要領で示された児童生徒の実態に応じたカリキュラム編成などについて、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6 月は全体会・教科等部会、8 月は文書提案等、11 月は授業公開を行っている。   | 13             |
| 教育相談心理士           | 臨床心理の知識および経験を備え、面接や電話による市民や保護者からの相談を担当する職員（臨床心理士）のこと。学校生活に関わる悩みに対して、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行い、児童生徒が本来の力を発揮し、児童生徒の成長を支えていけるような支援方法を保護者とともに検討する。             | 32<br>33<br>41 |
| 教員育成指標            | 教員の経験年数に応じて身に付けるべき資質能力を明確にした指標のこと。   | 79             |
| 共生社会              | これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。   | 6<br>35<br>37  |

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 近代化遺産            | 幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に関する遺産のこと。   | 52                   |
| 研究会              | 教科等の研究のために、教職員によって組織された任意団体。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を発信している。  | 13<br>14<br>19<br>79 |
| 校外教育支援センター（相談教室） | 不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩み出せるよう支援するために、学校とは別に設置している教育支援センターのこと。一人一人の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを目指す。  | 38<br>40<br>43       |
| 校内教育支援センター       | 登校はできるものの教室に入りづらい時や、気持ちを落ち着けてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のこと。相談や学習のサポートなど、児童生徒のペースに合わせた活動ができる場として設置している。   | 32<br>38<br>39       |
| 校務支援システム         | 児童生徒の学籍管理・出欠席の記録・成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステムのこと。  | 16<br>82             |
| 合理的配慮・基礎的環境整備    | 合理的配慮は、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者（市）および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであって、障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。法令に基づき、または財政措置により、国・県・市がそれぞれの管轄内で合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行い、これらを基に学校の設置者（市）および学校が、各学校において、障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。 | 36                   |
| 国際教育コーディネーター     | 外国につながるのある児童生徒の就学時に、日本語に係るアセスメントを行う職員のこと。学校と日本語指導員に対する支援体制や支援プログラム作成のための指導助言、保護者に対する就学相談・教育相談などを行う。   | 44<br>45             |
| 国際教室             | 日本語指導が必要な外国籍児童生徒が5人以上在籍する学校に設置する場（教室）のこと。日本語指導担当教員による個別指導や児童生徒の在籍学級での支援等を行う。  | 44                   |
| 国際コミュニケーション能力    | 外国語（英語）への興味関心をもつことや言語学習に加えて、さまざまな場面において積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力。  | 18                   |

|                |   |                |
|----------------|---|----------------|
| 心の健康観察ツール      | 児童生徒が1人1台端末を活用し、天気イラストで心の状態を入力し、心の状態や小さなSOSのサインを可視化するツールのこと。  | 16<br>42<br>82 |
| こどもの悩み相談ホットライン | 小中学生、その保護者をはじめとする家族の学校生活に関する相談を匿名で受ける、本市教育委員会の教育相談における電話相談のこと。専任の電話相談員を配置している。  | 33<br>41       |
| 個別指導計画の作成ツール   | 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標や指導内容などを具体的に記載した「個別の指導計画」を作成するために、実態把握に基づく目標・指導方法・評価等を整理する様式・支援ツールのこと。計画や指導の内容の質的向上を図り、適切な支援につなげる。 | 36<br>83       |

## さ行

| 用語                            | 解説  | 頁                    |
|-------------------------------|---|----------------------|
| 支援教育                          | 全ての子どもを対象とし、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びを実現し、誰もが安心して学ぶことができる環境を整備することで、共生社会の担い手を育む取り組みのこと。  | 35<br>37<br>43<br>79 |
| 支援教育コーディネーター                  | 学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役割を担う教員のこと。  | 36                   |
| 史跡東京湾要塞跡                      | 明治時代に建設された猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡の2遺跡で構成される本市所在の国史跡。建設当初の姿を残し、日本の近代の軍事、築城技術の変遷を体感することができる。  | 52                   |
| 指導主事                          | 都道府県および市町村の教育委員会に置かれる専門的職員のこと。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。   | 9<br>13<br>79        |
| 児童・生徒の問題行動等調査                 | 県内の小中学校等に在籍する児童生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校における児童生徒指導上の取り組みのより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的に神奈川県教育委員会が実施する調査のこと。    | 29                   |
| 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 | 児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、学校における生徒指導上の取り組みのより一層の充実を図るとともに、調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的に文部科学省が実施する調査のこと。 | 29<br>31<br>38<br>39 |

|               |  |                |
|---------------|--|----------------|
| 市民大学          | 市民の高度な学習への要求にこたえるため、主に生涯学習センターで開催する教養を高めたり、郷土の知識を深めたりする多様な講座のこと。   | 46<br>48<br>49 |
| 社会教育委員        | 「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を委嘱された者。   | 48             |
| 社会教育施設        | 社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。本市では図書館・博物館・美術館がある。<br>また、公民館類似施設である生涯学習センター、コミュニティセンターも社会教育施設に準じる。                   | 47<br>48<br>49 |
| 社会的孤立         | 学校や家庭、地域での人間関係が希薄になり、他者との交流やつながりがほとんどない状態をいい、子どもの学ぶ権利の保障や心身の健全な育成に支障を来すおそれがあるため、早期の支援が重要となる。                     | 41             |
| 小中一貫教育        | 通学区域を共にする小学校と中学校が、児童生徒や地域の実態をもとに、義務教育9年間を通じた学びの系統性・連続性を重視し、目指す子どもの姿や共通の教育方針を設定した上で教育課程を工夫し、協働して行う教育のこと。          | 17             |
| 情報活用能力        | 世の中のさまざまな事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。(情報モラル、情報セキュリティを含む。) | 10             |
| 情報モラル教育       | 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育む教育。   | 11             |
| 食育            | さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの。                       | 26<br>28       |
| スクールカウンセラー    | 臨床心理の知識および経験を備え、児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリングやアセスメント(情報収集・見立て)、コンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)等を行う専門職のこと。                | 32<br>40<br>41 |
| スクールソーシャルワーカー | 社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職のこと。   | 32<br>40       |
| ステーションマネージャー  | 学校等との連絡・調整および日本語支援ステーションの施設管理を行い、初期集中指導や各種相談・ガイダンス等の円滑な実施をサポートする職員のこと。   | 44<br>45       |

|                   |   |                      |
|-------------------|---|----------------------|
| スポーツリズムトレーニング     | リズム感を高めることで、運動パフォーマンスを向上させる画期的なトレーニング。<br>動きにメリハリが付き、パフォーマンスの向上のみならず、怪我の予防にもつながる。<br>一般社団法人スポーツリズムトレーニング協会（STAR）が普及を推進している。 | 25                   |
| 全国学力・学習状況調査       | 全国の児童（小学校6年生）・生徒（中学校3年生）の学力・学習状況を把握するために文部科学省が実施する悉皆調査。調査結果を国の教育施策の策定や学校における指導の充実などに役立てることがねらい。                             | 8<br>9<br>10         |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 | スポーツ庁が毎年実施している全国の児童（小学校5年生）・生徒（中学校2年生）を対象とした悉皆調査。国の体力向上に係る施策の成果と課題を検証することや各学校における体力・健康等に関する指導の改善などに役立てることがねらい。              | 23<br>24<br>26<br>27 |

## た行

| 用語             | 解説  | 頁                    |
|----------------|---|----------------------|
| 通級指導           | 小中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う指導形態のこと。                       | 39<br>43             |
| デジタルシティズンシップ教育 | デジタル技術を通じて社会に積極的に関与し参加する能力を育む教育。  | 11                   |
| 電子書籍           | 紙に文字が印刷された本ではなく、スマートフォンやパソコンなどの画面で読むデジタル本のこと。   | 22<br>51             |
| 登校支援相談員        | いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を目的として配置する職員のこと。教室に入ることが難しい児童生徒に対しては、相談室等での対応を行う。不登校の児童生徒に対しては、担任とともに家庭訪問を行うなど、校内の居場所づくりや、一人一人のニーズに応じた支援を行う。 | 32<br>39<br>41       |
| 特別支援学級         | 学校教育法第81条に基づき、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。知的障害者・肢体不自由者・病弱者および身体虚弱者・弱視者・難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものが対象となる。        | 35<br>36<br>37<br>83 |

## な行

| 用語          | 解説  | 頁        |
|-------------|---|----------|
| 日本語支援ステーション | 日本語や学校生活への適応に支援が必要な外国につながるのある児童生徒に対して、日本語指導や学習・生活面の支援を行う拠点のこと。就学時の初期支援（各種ガイダンス、日本語習得状況の把握、初期集中指導等）を行うとともに、学校、日本語指導員、母語支援員、関係機関等との連携を調整し、必要な支援につなぐ役割を担う。 | 44<br>45 |
| 日本語指導員      | 外国につながるのある児童生徒に、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導、生活適応や家庭との連絡支援等を行う職員のこと。   | 44<br>45 |
| 熱中症予防対策システム | センサーで自動計測した暑さ指数（WBGT）をクラウド上にデータ保存することにより、パソコン端末やスマートフォンで、常時、暑さ指数を確認することができるシステム。  | 70       |

## は行

| 用語            | 解説   | 頁        |
|---------------|--|----------|
| P D C Aサイクル   | Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4つの段階を繰り返し行うことによって、業務を継続的に改善すること。   | 84       |
| 1人1台端末        | G I G Aスクール構想に基づき整備した児童生徒が学習に使用するP C端末。  | 15<br>16 |
| 病弱・身体虚弱特別支援学級 | 病気の状態や体力の低下などにより、継続的な治療や療養が必要で、学校生活や学習に配慮を必要とする児童生徒を対象とした特別支援学級のこと。入院中の子どものために設置された院内学級や、小中学校内に設置された学級がある。                       | 37       |
| 部活動技術指導者      | 学校長および部の顧問教員等の指示に従い、顧問の協力者として主に部活動の技術指導に従事する指導者のこと。  | 67       |
| 部活動指導員        | 学校長の監督のもと、担当教員と連携・協力し、部活動の顧問として技術的な指導に従事するほか、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、部活動の管理運営、保護者への連絡、生徒指導に係る対応等、部活動指導において必要と認められる業務を行う会計年度任用職員のこと。 | 67       |
| ブックスタート事業     | 3～4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に、絵本と読み聞かせの体験をセットでプレゼントする事業のこと。  | 21<br>57 |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 不登校       | 何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因や背景によって、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。   | 26<br>32<br>38<br>39<br>40<br>41<br>42<br>43 |
| 不登校対策推進室  | 不登校対策専門員を配置し、調査研究や関係機関との連携調整、先行事例の分析などを通じて支援体制の整備・適正化に取り組む拠点のこと。   | 40<br>43                                     |
| 不登校対策専門員  | 不登校の児童生徒の段階に応じた具体的な支援について学校に対して助言を行うほか、本市の実態に応じた不登校対策についての調査研究を行う職員のこと。多様な学びの場の設置検討や校外教育支援センター（相談教室）の再編成を推進する。   | 40<br>43                                     |
| フリースクール   | 民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設のこと。  | 41   |
| プロフィールシート | 正式名称は「児童生徒理解のためのプロフィールシート」。支援が必要な児童生徒に対して、指導・支援に関する情報を集約することにより、チーム支援による組織的対応を促進するとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを捉えて適切に指導・支援することや、進級・進学時の切れ目のない取り組みを目的として作成するもの。 | 43   |
| ポケット学芸員   | 学芸員が展示物に付した解説文やナレーションをスマートフォンで楽しむことができる無料のアプリ。展示物に付されている番号を入力すると、展示物の解説や画像などの情報が表示される。音声や動画がある場合は再生することができる。   | 63   |
| 母語支援員     | 日本語の理解・表現に支援が必要な児童生徒が、学校生活に円滑に適応できるよう、母語（第一言語）で支援を行う職員のこと。授業中に学級に入り、児童生徒が理解に困った場面で、母語による通訳や説明等の支援を行う。  | 44<br>45                                     |

## ま行

| 用語          | 解説   | 頁  |
|-------------|--|----|
| 埋蔵文化財       | 土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物、古墳・城跡等も含む）のこと。   | 53 |
| 民俗芸能        | 一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇・舞踊・音楽などのこと。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。 | 54 |
| メンタルヘルスチェック | ストレスに関する質問票に回答し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのか調べる簡単な検査。                      | 83 |

## や行

| 用語                     | 解説   | 頁             |
|------------------------|--|---------------|
| YOKOSUKA English World | 市立小学校の児童が、学校外においてネイティブスピーカー（市内の外国の子どもたち・ALT・FLT）とさまざまな交流活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う英語イベント（市立小学校5・6年生対象）。            | 18            |
| よこすか教師塾                | 横須賀市の教育に関心を持ち、教職を志す人が、本市が目指す教師像、教育理念、実践の視点について学ぶことを目的とした、教育研究所が行っている講座のこと。                                       | 79            |
| 横須賀市児童生徒学習状況等質問調査      | 市立小中学校の児童（小学校2・3・4・5年生）・生徒（中学校1・2年生）の学習状況等を把握するために横須賀市教育委員会が実施する悉皆調査。調査結果を市としての必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに生かしている。 | 8<br>10<br>34 |
| Yokosuka まなび情報         | 市民に自分の持つ知識や技術を教えたいと考える講師や、学習する仲間を増やし、さらなる活動の展開、学習成果の発表、学習成果を地域に生かす活動の情報を広く知ってほしいと考えるサークルの情報をまとめたもの。              | 46<br>50      |

### 3 事業一覧

| 方針                                   | 柱 | 施策   | 事業                                    | 担当課           | 頁  |
|--------------------------------------|---|------|---------------------------------------|---------------|----|
| <b>方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます</b> |   |      |                                       |               |    |
| <b>柱1 主体的・対話的で深い学びの実現</b>            |   |      |                                       |               |    |
| <b>施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実</b>     |   |      |                                       |               |    |
|                                      |   | 事業1  | 横須賀市学力向上推進プランの推進                      | 教育指導課         | 10 |
|                                      |   | 事業2  | 学習支援員の配置                              | 教育指導課         | 10 |
|                                      |   | 事業3  | 情報活用能力の育成                             | 教育指導課         | 10 |
|                                      |   | 事業4  | チャレンジアップの支援                           | 教育指導課         | 10 |
|                                      |   | 事業5  | リーダースキャンプ（中学校連合生徒会役員研修会）の開催           | 教育指導課         | 11 |
|                                      |   | 事業6  | 児童生徒指導に関わる行事の充実                       | 教育指導課         | 11 |
|                                      |   | 事業7  | 校務・教育に係るデータの一元化による個別最適な学びと協働的な学びの質の向上 | 教育研究所（教育情報担当） | 11 |
|                                      |   | 事業8  | 生成AIを活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究           | 教育政策課         | 11 |
|                                      |   | 事業9  | 情報モラル・デジタルシティズンシップ教育の推進               | 教育研究所（教育情報担当） | 11 |
| <b>施策2 授業力の向上</b>                    |   |      |                                       |               |    |
|                                      |   | 事業10 | 小学校授業アドバイザーの配置                        | 教育指導課         | 14 |
|                                      |   | 事業11 | 教育課程研究推進事業                            | 教育指導課         | 14 |
|                                      |   | 事業12 | 教科等研究に関する日（YOKOSUKA 研究日）の設置           | 教育指導課         | 14 |
|                                      |   | 事業13 | 生成AIを活用したカリキュラム・マネジメントの調査研究 ※事業8の再掲   | 教育政策課         | 14 |
| <b>施策3 学習環境の整備</b>                   |   |      |                                       |               |    |
|                                      |   | 事業14 | 児童生徒1人1台端末の活用                         | 教育研究所（教育情報担当） | 16 |
|                                      |   | 事業15 | 電子黒板の導入拡大                             | 教育研究所（教育情報担当） | 16 |
|                                      |   | 事業16 | 教員用パソコンの更改                            | 教育研究所（教育情報担当） | 16 |
|                                      |   | 事業17 | 校務支援システムの更改 ※事業136の再掲                 | 教育研究所（教育情報担当） | 16 |
| <b>施策4 学びの連続性を重視した教育の推進</b>          |   |      |                                       |               |    |
|                                      |   | 事業18 | 幼保小の架け橋プログラムの推進                       | 教育指導課         | 17 |
|                                      |   | 事業19 | 小中一貫教育の推進                             | 教育政策課         | 17 |
| <b>施策5 特色を生かした魅力ある教育の推進</b>          |   |      |                                       |               |    |
|                                      |   | 事業20 | 国際コミュニケーション能力の育成                      | 教育指導課         | 18 |
|                                      |   | 事業21 | 芸術鑑賞会の開催                              | 教育指導課         | 18 |
|                                      |   | 事業22 | 子どものための音楽会の開催                         | 教育指導課         | 18 |
|                                      |   | 事業23 | 横須賀総合高校におけるキャリア教育の推進                  | 教育指導課         | 19 |
|                                      |   | 事業24 | 理科や科学技術に関わる機会の充実                      | 教育研究所         | 19 |

| 方針                               | 柱                            | 施策                    | 事業                          | 担当課         | 頁  |
|----------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|-------------|----|
|                                  |                              | <b>施策6 子ども読書活動の推進</b> |                             |             |    |
|                                  |                              | 事業 25                 | 本との出会いをつなぐ取り組み [乳幼児]        | 中央図書館       | 21 |
|                                  |                              | 事業 26                 | 学校を核とした読書活動の推進[小学生・中学生、高校生] | 教育指導課 中央図書館 | 21 |
|                                  |                              | 事業 27                 | 一人一人の多様な読書を応援する取り組み         | 中央図書館       | 22 |
|                                  |                              | 事業 28                 | 誰もが読書ができる環境づくり              | 中央図書館       | 22 |
|                                  | <b>柱2 健やかな体の育成</b>           |                       |                             |             |    |
|                                  | <b>施策7 健康の保持増進・体力の向上</b>     |                       |                             |             |    |
|                                  |                              | 事業 29                 | 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の調査・分析    | 保健体育課       | 25 |
|                                  |                              | 事業 30                 | 健康・体力に関する取り組みの推進            | 保健体育課       | 25 |
|                                  |                              | 事業 31                 | 児童生徒各種競技大会の実施               | 保健体育課       | 25 |
|                                  | <b>施策8 学校保健・学校安全・学校給食の充実</b> |                       |                             |             |    |
|                                  |                              | 事業 32                 | 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進     | 保健体育課       | 27 |
|                                  |                              | 事業 33                 | 生命（いのち）の安全教育の推進             | 保健体育課       | 27 |
|                                  |                              | 事業 34                 | 児童生徒の健康管理                   | 保健体育課       | 28 |
|                                  |                              | 事業 35                 | 歯科保健教育の推進                   | 保健体育課       | 28 |
|                                  |                              | 事業 36                 | 安全教育の推進                     | 保健体育課       | 28 |
|                                  |                              | 事業 37                 | 学校と家庭が連携した生活習慣に関する意識啓発      | 保健体育課       | 28 |
|                                  |                              | 事業 38                 | 食育の推進                       | 学校食育課       | 28 |
| <b>方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます</b> |                              |                       |                             |             |    |
|                                  | <b>柱3 豊かな心の育成</b>            |                       |                             |             |    |
|                                  | <b>施策9 人権教育・道徳教育の推進</b>      |                       |                             |             |    |
|                                  |                              | 事業 39                 | 人権教育に関する指導力の向上              | 教育研究所       | 30 |
|                                  |                              | 事業 40                 | 道徳教育に関する指導力の向上              | 教育指導課       | 30 |
|                                  | <b>施策10 いじめ・暴力行為への適切な対応</b>  |                       |                             |             |    |
|                                  |                              | 事業 41                 | スクールカウンセラーの配置               | 支援教育課       | 32 |
|                                  |                              | 事業 42                 | スクールソーシャルワーカーの配置            | 支援教育課       | 32 |
|                                  |                              | 事業 43                 | 登校支援相談員の配置 ※事業 54 の再掲       | 支援教育課       | 32 |
|                                  |                              | 事業 44                 | 学校スーパーバイザーの配置               | 支援教育課       | 32 |
|                                  |                              | 事業 45                 | 教育相談による支援                   | 支援教育課       | 33 |
|                                  |                              | 事業 46                 | いじめ防止マニュアルの見直し              | 支援教育課       | 33 |

| 方針 | 柱         | 施策                                     | 事業                                      | 担当課           | 頁  |
|----|-----------|--|---|---------------|----|
|    | <b>柱4</b> | <b>「誰も一人にさせない」学校づくり</b>                |   |               |    |
|    |           | <b>施策11 支援教育の改革</b>                    |   |               |    |
|    |           | 事業47                                   | 横須賀市支援教育推進プランの推進                        | 支援教育課         | 36 |
|    |           | 事業48                                   | 一人一人の児童生徒の状況に応じた適切な支援の充実                | 支援教育課         | 36 |
|    |           | 事業49                                   | 学習面・生活面における各種介助員の配置                     | 支援教育課         | 36 |
|    |           | 事業50                                   | 校内支援体制充実のための研修の実施                       | 支援教育課         | 36 |
|    |           | 事業51                                   | 医療的ケアの充実                                | 支援教育課         | 37 |
|    |           | 事業52                                   | 横須賀市立総合医療センター院内学級<br>(病弱・身体虚弱特別支援学級)の運営 | 支援教育課         | 37 |
|    |           | <b>施策12 切れ目のない不登校支援の推進</b>             |   |               |    |
|    |           | 事業53                                   | サポートルームの設置(通級指導・不登校支援の一体化)              | 支援教育課         | 39 |
|    |           | 事業54                                   | 登校支援相談員の配置                              | 支援教育課         | 39 |
|    |           | 事業55                                   | 校外教育支援センター(相談教室)による支援                   | 支援教育課         | 40 |
|    |           | 事業56                                   | 不登校対策推進室の設置                             | 支援教育課         | 40 |
|    |           | 事業57                                   | スクールカウンセラーの配置 ※事業41の再掲                  | 支援教育課         | 40 |
|    |           | 事業58                                   | スクールソーシャルワーカーの配置 ※事業42の再掲               | 支援教育課         | 40 |
|    |           | 事業59                                   | 学校スーパーバイザーの配置 ※事業44の再掲                  | 支援教育課         | 41 |
|    |           | 事業60                                   | 教育相談による支援 ※事業45の再掲                      | 支援教育課         | 41 |
|    |           | 事業61                                   | 学校・フリースクール等連携協議会の開催                     | 支援教育課         | 41 |
|    |           | 事業62                                   | 不登校に関する相談会等の開催                          | 支援教育課         | 41 |
|    |           | 事業63                                   | 学校外における学び・成長機会の充実                       | 教育政策課         | 42 |
|    |           | 事業64                                   | 心の健康観察ツールの導入                            | 教育研究所(教育情報担当) | 42 |
|    |           | <b>施策13 支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実</b> |   |               |    |
|    |           | 事業65                                   | サポートルームの設置(通級指導・不登校支援の一体化)<br>※事業53の再掲  | 支援教育課         | 43 |
|    |           | 事業66                                   | 不登校対策推進室の設置 ※事業56の再掲                    | 支援教育課         | 43 |
|    |           | 事業67                                   | 適切な支援につながる校内支援体制の構築                     | 支援教育課         | 43 |
|    |           | <b>施策14 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実</b>    |   |               |    |
|    |           | 事業68                                   | 外国につながるのある児童生徒およびその受け入れを行う学校等への支援       | 支援教育課         | 45 |
|    |           | 事業69                                   | 国際教育コーディネーター・ステーションマネージャーの配置            | 支援教育課         | 45 |
|    |           | 事業70                                   | 日本語指導員・母語支援員の派遣                         | 支援教育課         | 45 |

| 方針                                   | 柱 | 施策   | 事業                           | 担当課          | 頁  |
|--------------------------------------|---|------|------------------------------|--------------|----|
| <b>方針3 生涯を通じた学びを支援します</b>            |   |      |                              |              |    |
| <b>柱5 人生100年時代の学び合い</b>              |   |      |                              |              |    |
| <b>施策15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供</b> |   |      |                              |              |    |
|                                      |   | 事業71 | 社会教育・生涯学習の調査・計画              | 生涯学習課        | 48 |
|                                      |   | 事業72 | 生涯学習センターにおける社会教育・生涯学習の推進     | 生涯学習課        | 48 |
|                                      |   | 事業73 | 人権教育・啓発の推進                   | 生涯学習課        | 49 |
|                                      |   | 事業74 | 学校施設等の開放                     | 生涯学習課        | 49 |
|                                      |   | 事業75 | 社会教育施設の連携・職員の資質向上            | 生涯学習課        | 49 |
| <b>施策16 学びの成果を生かせる場の充実</b>           |   |      |                              |              |    |
|                                      |   | 事業76 | 学習成果の地域での活用                  | 生涯学習課        | 50 |
| <b>柱6 地域の歴史・文化・自然から得る学び</b>          |   |      |                              |              |    |
| <b>施策17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承</b>      |   |      |                              |              |    |
|                                      |   | 事業77 | 近代化遺産の保存・活用                  | 生涯学習課        | 52 |
|                                      |   | 事業78 | 史跡東京湾要塞跡の整備と活用推進             | 生涯学習課        | 52 |
|                                      |   | 事業79 | 浦賀レンガドックの保存                  | 生涯学習課        | 53 |
|                                      |   | 事業80 | 重要文化財の保存管理と公開活用              | 生涯学習課        | 53 |
|                                      |   | 事業81 | 天然記念物の保護と適切な管理               | 生涯学習課 博物館運営課 | 53 |
|                                      |   | 事業82 | 埋蔵文化財の保護と調査                  | 生涯学習課        | 53 |
|                                      |   | 事業83 | 万代会館の整備と活用の検討                | 生涯学習課        | 53 |
|                                      |   | 事業84 | 市民団体との協働による文化遺産の活用           | 生涯学習課        | 54 |
|                                      |   | 事業85 | 学校教育での文化財の活用                 | 生涯学習課        | 54 |
|                                      |   | 事業86 | 民俗芸能・伝統文化の保護と継承              | 生涯学習課        | 54 |
| <b>施策18 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進</b>  |   |      |                              |              |    |
| 図<br>書<br>館                          |   | 事業87 | 図書館資料・郷土資料の収集、保存、提供          | 中央図書館        | 56 |
|                                      |   | 事業88 | 図書館サービスの利便性の向上               | 中央図書館        | 56 |
|                                      |   | 事業89 | 企画展等の充実                      | 中央図書館        | 56 |
|                                      |   | 事業90 | 北図書館・児童図書館の再整備の検討            | 中央図書館        | 56 |
|                                      |   | 事業91 | 本との出会いをつなぐ取り組み〔乳幼児〕 ※事業25の再掲 | 中央図書館        | 57 |
|                                      |   | 事業92 | 一人一人の多様な読書を応援する取り組み ※事業27の再掲 | 中央図書館        | 57 |
|                                      |   | 事業93 | 誰もが読書のできる環境づくり ※事業28の再掲      | 中央図書館        | 57 |
| 博<br>物<br>館                          |   | 事業94 | 自然・人文博物館リニューアル事業             | 博物館運営課       | 59 |
|                                      |   | 事業95 | 歴史資料・自然誌資料の収集・保存、調査・研究       | 博物館運営課       | 59 |
|                                      |   | 事業96 | 展示の充実                        | 博物館運営課       | 59 |
|                                      |   | 事業97 | 教育普及活動の推進と学校・地域との連携          | 博物館運営課       | 59 |
|                                      |   | 事業98 | 情報発信の充実                      | 博物館運営課       | 60 |
|                                      |   | 事業99 | 天然記念物の保護と適切な管理 ※事業81の再掲      | 生涯学習課 博物館運営課 | 60 |

| 方針  | 柱 | 施策  | 事業     | 担当課                           | 頁           |    |
|---|---|-----|--------|-------------------------------|-------------|----|
|   |   | 美術館 | 事業 100 | 展覧会の充実                        | 美術館運営課      | 62 |
|   |   |     | 事業 101 | 知的好奇心を育成し充足させる教育普及活動の推進       | 美術館運営課      | 62 |
|   |   |     | 事業 102 | 福祉活動の充実                       | 美術館運営課      | 62 |
|   |   |     | 事業 103 | 子どもたちへの美術館教育の推進               | 美術館運営課      | 63 |
|   |   |     | 事業 104 | 美術館ボランティア活動の推進と人材の育成・交流       | 美術館運営課      | 63 |
|   |   |     | 事業 105 | 美術品の収集、保存、活用                  | 美術館運営課      | 63 |
|   |   |     | 事業 106 | 美術作品、普及事業の調査・研究               | 美術館運営課      | 63 |
|   |   |     | 事業 107 | 図書資料の収集と公開                    | 美術館運営課      | 64 |
|   |   |     | 事業 108 | 「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進       | 美術館運営課      | 64 |
| <b>方針 4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます</b>            |   |     |        |                               |             |    |
| <b>柱 7 学校・家庭・地域の連携、協働の推進</b>              |   |     |        |                               |             |    |
| <b>施策 19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進</b>            |   |     |        |                               |             |    |
|   |   |     | 事業 109 | 学校運営協議会の活動の推進                 | 教育指導課       | 66 |
|   |   |     | 事業 110 | キャリア教育の推進                     | 教育指導課       | 66 |
|   |   |     | 事業 111 | 家庭教育の推進                       | 生涯学習課       | 66 |
| <b>施策 20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</b> |   |     |        |                               |             |    |
|   |   |     | 事業 112 | 外部指導者の配置拡充                    | 教育指導課 保健体育課 | 67 |
|   |   |     | 事業 113 | 部活動地域展開モデル事業                  | 教育指導課 保健体育課 | 67 |
|   |   |     | 事業 114 | 部活動地域展開の実現に向けた検討の推進           | 教育指導課 保健体育課 | 67 |
| <b>柱 8 安全・安心な教育環境づくり</b>                  |   |     |        |                               |             |    |
| <b>施策 21 児童生徒等の安全・安心の確保</b>               |   |     |        |                               |             |    |
|   |   |     | 事業 115 | 通学路の交通安全確保                    | 教育指導課       | 70 |
|   |   |     | 事業 116 | 防災教育の推進                       | 教育指導課       | 70 |
|   |   |     | 事業 117 | 学校事故等緊急時の体制づくり                | 保健体育課       | 70 |
|   |   |     | 事業 118 | 熱中症予防対策の推進                    | 保健体育課       | 70 |
|   |   |     | 事業 119 | 学校における教職員の性暴力等防止・早期対応体制の強化    | 教職員課        | 70 |
| <b>施策 22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備</b>         |   |     |        |                               |             |    |
|   |   |     | 事業 120 | 教育環境の整備推進                     | 教育環境整備課     | 73 |
|   |   |     | 事業 121 | 部活動地域展開モデル事業 ※事業113の再掲        | 教育指導課 保健体育課 | 73 |
|   |   |     | 事業 122 | 部活動地域展開の実現に向けた検討の推進 ※事業114の再掲 | 教育指導課 保健体育課 | 73 |
| <b>施策 23 安全・安心に過ごせる環境づくり</b>              |   |     |        |                               |             |    |
|   |   |     | 事業 123 | 市立学校体育館空調整備（小・中・高・ろう）         | 学校管理課       | 75 |
|   |   |     | 事業 124 | 市立学校給食室空調整備（小・ろう・養）           | 学校管理課       | 75 |
|   |   |     | 事業 125 | 市立学校トイレ洋式化（小・中）               | 学校管理課       | 75 |
|   |   |     | 事業 126 | 市立学校樹木の安全管理                   | 学校管理課       | 75 |

| 方針 | 柱                                | 施策                               | 事業                                       | 担当課                     | 頁  |
|----|----------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------|----|
|    |                                  | <b>施策 24 保護者負担の軽減</b>            |  |                         |    |
|    |                                  | 事業 127                           | 給食費の支援                                   | 学校食育課                   | 76 |
|    |                                  | 事業 128                           | 遠距離通学に対する定期券代全額助成                        | 教育環境整備課                 | 76 |
|    |                                  | <b>施策 25 経済的理由に左右されない学びの機会均等</b> |  |                         |    |
|    |                                  | 事業 129                           | 就学の援助                                    | 支援教育課<br>保健体育課<br>学校食育課 | 77 |
|    |                                  | 事業 130                           | 奨学支援金の支給                                 | 支援教育課                   | 77 |
|    | <b>柱 9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進</b> |                                  |  |                         |    |
|    |                                  | <b>施策 26 教職員の資質・能力の向上</b>        |  |                         |    |
|    |                                  | 事業 131                           | 学校および研究会の研究に対する支援                        | 教育指導課                   | 79 |
|    |                                  | 事業 132                           | 教職員等の研修                                  | 教育研究所                   | 79 |
|    |                                  | 事業 133                           | 教育に関する資料・情報提供                            | 教育研究所                   | 80 |
|    |                                  | 事業 134                           | 理科教育研修等の充実                               | 教育研究所                   | 80 |
|    |                                  | <b>施策 27 教職員の働き方改革の推進</b>        |  |                         |    |
|    |                                  | 事業 135                           | 教職員の働き方改革の推進                             | 教育政策課                   | 82 |
|    |                                  | 事業 136                           | 校務支援システムの更改 ※事業 64 の一部再掲                 | 教育研究所(教育情報担当)           | 82 |
|    |                                  | 事業 137                           | 電子黒板の導入拡大 ※事業 15 の再掲                     | 教育研究所(教育情報担当)           | 82 |
|    |                                  | 事業 138                           | 教員用パソコンの更改 ※事業 16 の再掲                    | 教育研究所(教育情報担当)           | 82 |
|    |                                  | 事業 139                           | 学校運営の支援                                  | 支援教育課                   | 83 |
|    |                                  | 事業 140                           | メンタルヘルスチェックの実施                           | 教職員課                    | 83 |
|    |                                  | 事業 141                           | 児童生徒の状況に応じた適切な支援のためのツールの導入<br>※事業48の一部再掲 | 支援教育課                   | 83 |

### **【表紙絵制作者紹介】**

令和7年度 横須賀市立養護学校 卒業生・在校生

上：「未来へ」 卒業生共同作品（小学部6年生、中学部3年生）

下：「希望」 在校生共同作品（小学部1～5年生、中学部1・2年生）



あなたが好き 私が好き 横須賀が好き  
と誇れる人づくり

## 横須賀市教育振興基本計画

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）  
（後期実施計画を含む）

策定年月 令和8年（2026年）2月

策定 横須賀市教育委員会

（担当 教育委員会事務局教育総務部教育政策課）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL：046-822-9751 FAX：046-822-6849

E-mail：sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp